

第2期 鳴門市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

鳴門市

はじめに

平成 24 年 8 月「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすために、「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

本市では、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間を計画期間とする「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、我が国の少子化は今なお進行し続けており、本市においても、未婚・晩婚化の進展などにより、出生数が減少し、少子化が進行するとともに、核家族化の進行もうかがえ、合計特殊出生率においては、国及び徳島県が上昇傾向にあるのに対し、本市では平成 25 年から平成 29 年で低下している状況です。また、国の施策として、平成 30 年 6 月に成立した多様な働き方を選択できる社会の実現をめざす「働き方改革関連法」の順次施行や、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子どもを安心して産み育てることのできる環境の整備が、より一層重要となっています。

こうした状況の中、現行計画が令和元年度末をもって終了することから、国の動向や地域の実情、市民のニーズを十分踏まえ、子育て環境のさらなる充実に向け、「第 2 期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次代を担う子どもたちは鳴門市の希望であり、宝です。本市の豊かな自然の中で、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながら健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを感じることができる、「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現をめざし、子育て支援施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました鳴門市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、子ども・子育てに関するニーズ調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

鳴門市長 泉 理彦



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 既存・統計データからみる状況	3
2. 現行計画の進捗状況	11
3. アンケート調査結果の概要について	17
4. 第1期計画の主な取り組みの評価	29
第3章 計画の基本的な考え方	32
1. 基本理念	32
2. 基本的な視点	32
3. 基本目標	33
4. 施策の体系	35
第4章 施策の展開	36
1. 教育・保育環境の充実	36
2. 健やかな育ちのための切れ目のない支援	41
3. すべての子どもと家庭への支援	47
4. まちぐるみの子育て支援	53
5. 安全・安心な子育て環境づくり	57
第5章 量の見込みと提供体制	62
1. 教育・保育の提供区域の設定	62
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	62
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	65
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	68
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	82
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	83
第6章 計画の推進に向けて	84
1. 推進体制の充実	84
2. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方	85
3. 計画の点検と評価	87
資料編	88
1. 計画の策定経過	88
2. 鳴門市児童福祉審議会運営要綱	89
3. 鳴門市児童福祉審議会委員名簿	90
4. 用語の説明	91

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

鳴門市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」の後継計画として、平成27年度に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、令和2年3月末をもって第1期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第1期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために策定するものです。

「子ども・子育て関連3法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このように言います。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。また、本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定するものです。

あわせて、本計画は、上位計画である「第六次鳴門市総合計画」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

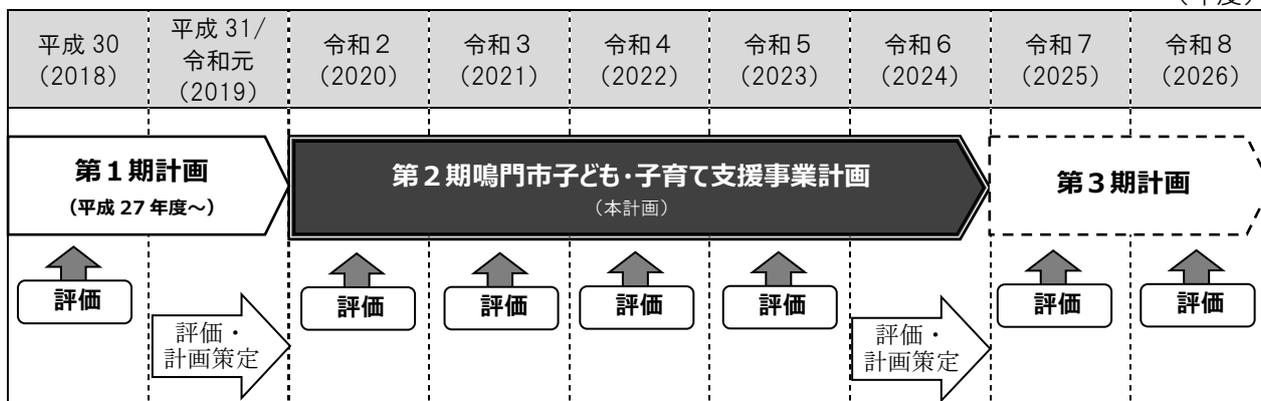
【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間として設定します。
(年度)



4. 策定体制

(1) 鳴門市児童福祉審議会

本計画の策定にあたっては、有識者や教育・保育の関係者、市民等で構成された鳴門市児童福祉審議会に諮り、計画内容について調査・審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査の実施

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、平成31年1月に就学前児童、小学生のいる世帯を対象にアンケートを実施しました。このアンケート調査によって国が定める子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定や、本計画における施策を検討するにあたっての基礎資料としています。

(3) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるために、令和元年12月24日(火)～令和2年1月28日(火)にかけて、パブリックコメントを実施しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

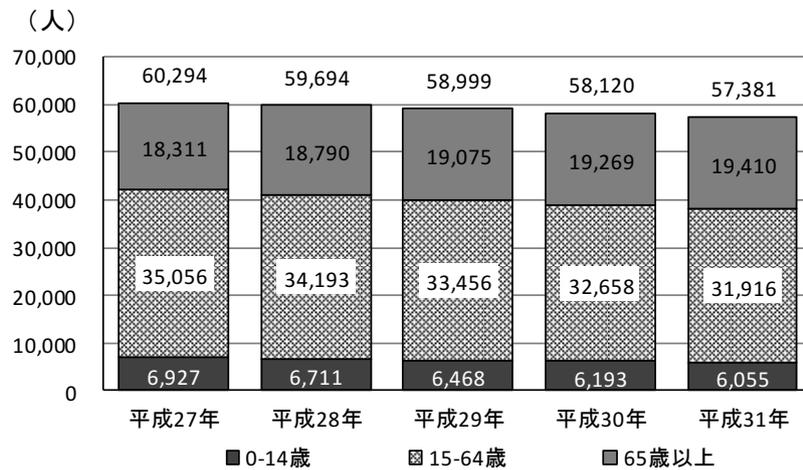
1. 既存・統計データからみる状況

(1) 人口等の動向

①人口の推移

本市の総人口は微減傾向となっており、平成31年で57,381人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、「0-14歳(年少人口)」及び「15-64歳(生産年齢人口)」は減少している一方、「65歳以上(高齢者人口)」は増加しています。

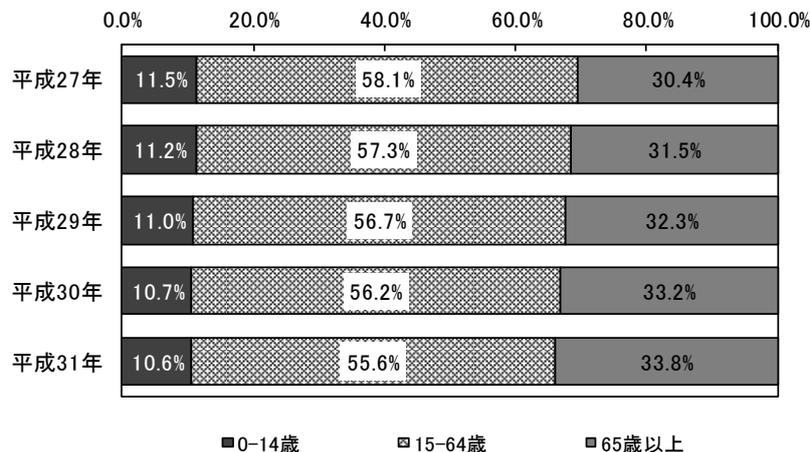
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）

年齢3区分別人口割合の推移をみると、「0-14歳(年少人口)」及び「15-64歳(生産年齢人口)」の割合が減少し、「65歳以上(高齢者人口)」の割合が増加する、少子高齢化の進行がうかがえます。

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）



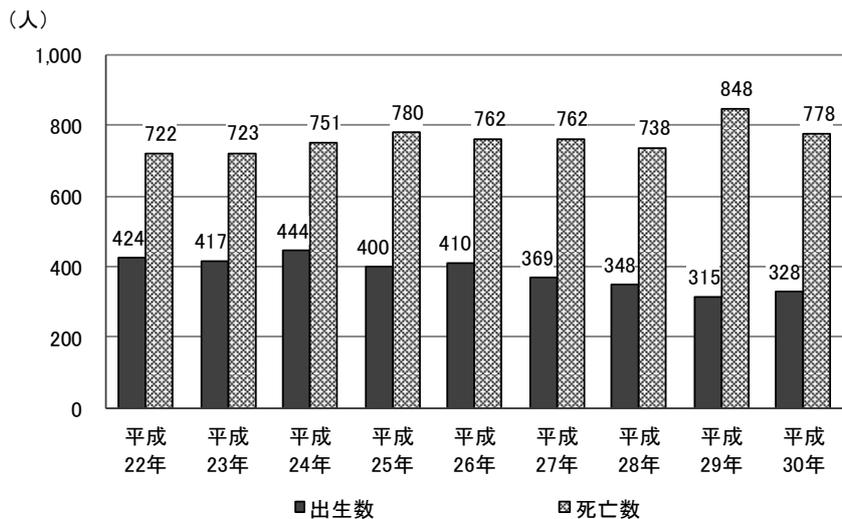
②自然動態と社会動態

a. 出生数と死亡数の状況

本市の出生数は平成 24 年の 444 人をピークとして、平成 25 年以降では増減はあるものの減少傾向となっています。一方、死亡数については、平成 28 年までは概ね 700 人台で推移していましたが、平成 29 年に 848 人と、これまでで最も多くなっています。

いずれの年も出生数を死亡数が上回る、自然減の状態が続いています。

■出生数と死亡数の推移

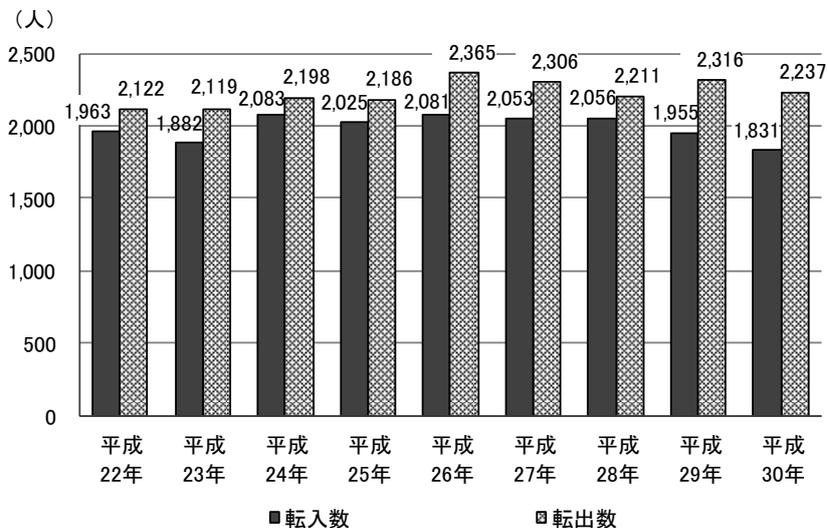


資料：鳴門市

b. 転入と転出の状況

転入と転出については、転出数が転入数を上回る転出超過の状況にあり、社会減が進んでいます。

■転入数と転出数の推移



資料：鳴門市

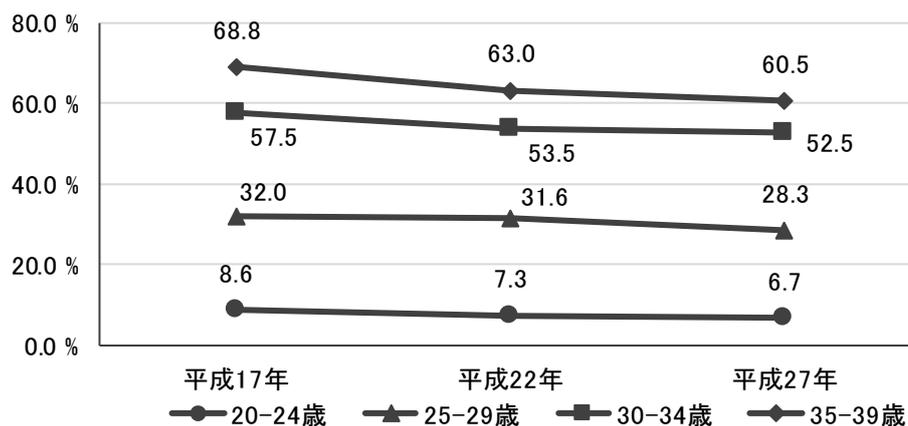


③有配偶率と未婚率の状況

有配偶率はいずれの年代においても年々減少しており、特に「35-39 歳」では平成 17 年の 68.8%から、平成 27 年は 60.5%と、8.3 ポイント減少しています。

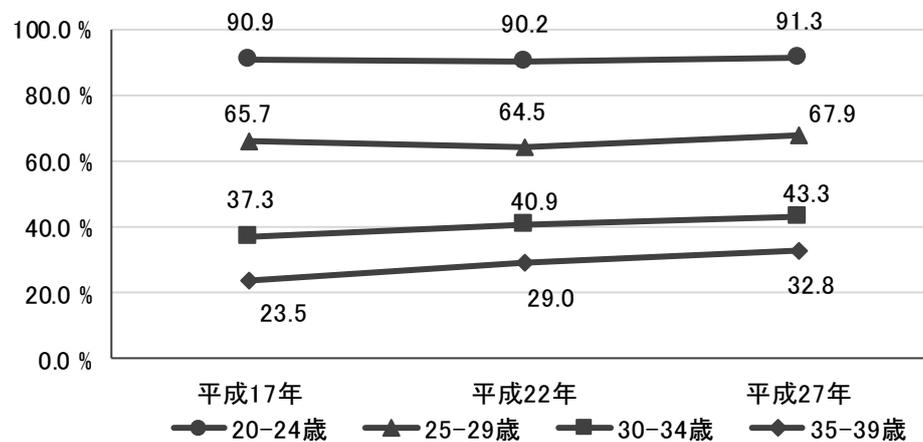
また、未婚率については、いずれの年代においても増加傾向にあり、特に「35-39 歳」では、平成 17 年の 23.5%から平成 27 年は 32.8%と、9.3 ポイント増加しています。

■有配偶率の推移



資料：国勢調査

■未婚率の推移



資料：国勢調査

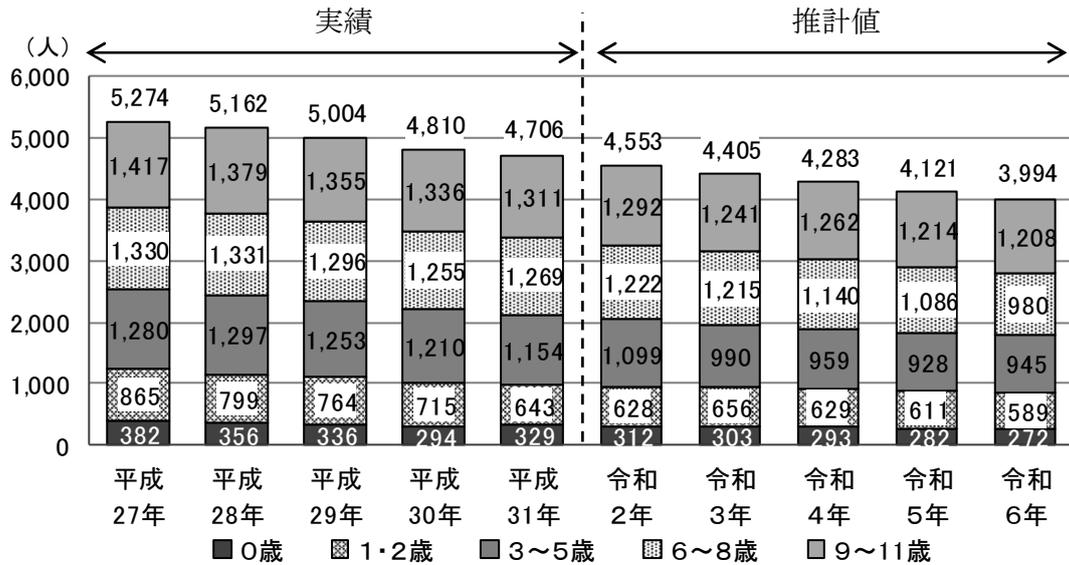


④人口推計

本市の12歳未満の子どもの人口は減少傾向にあります。平成27年の5,274人から年々減少し、平成31年では4,706人と568人減少しています。

推計値から、今後も子どもの人口は減少を続けるとされており、本計画の終了年度である令和6年では3,994人、平成31年と比較すると712人の減少が見込まれています。

■子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）を元にコーホート変化率法により算出



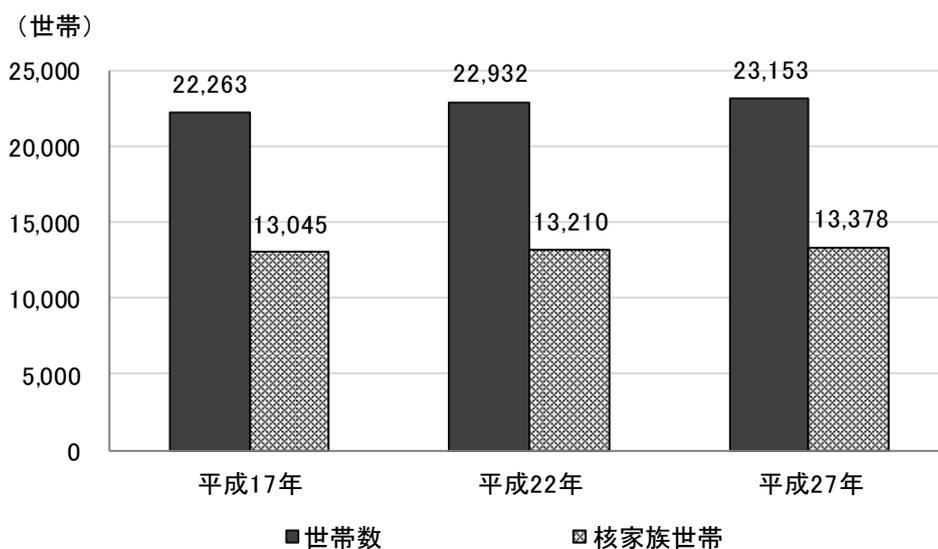
(2) 世帯・就労の状況

① 世帯の状況

世帯数については緩やかに増加しており、平成27年では23,153世帯となっています。核家族世帯も同様に緩やかに増加しています。

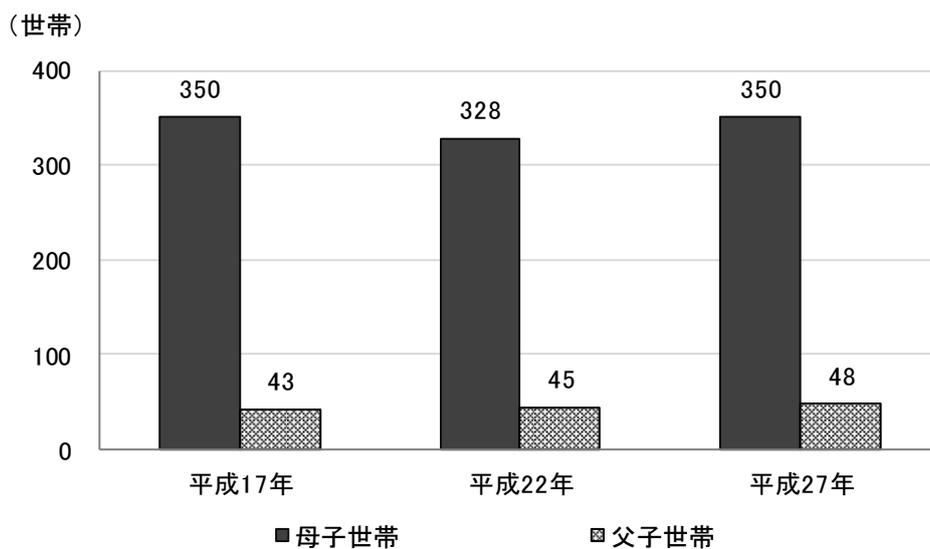
ひとり親世帯数については、母子世帯は300世帯台、父子世帯は40世帯台の推移となっており、この10年間では大きな変化はみられていません。

■ 世帯数と核家族世帯数



資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移



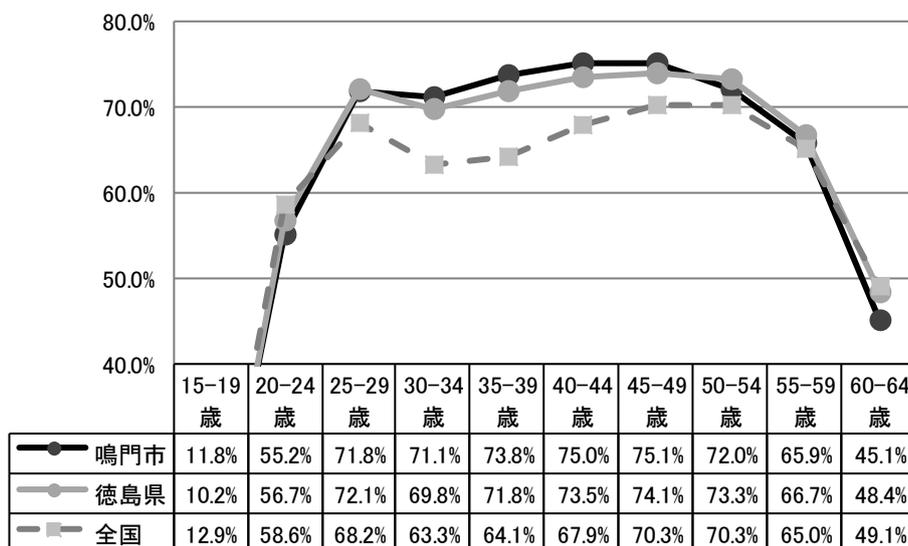
資料：国勢調査



②就労の状況

平成 27 年における女性の年齢階層別就業率は、国と比較すると 25 歳から 59 歳までは国の水準よりも高く、特に 30 歳代の就業率の低下はあまりみられません。県との比較では、わずかに 30 歳代、40 歳台の就業率は高いものの、全体としては同様の水準となっています。

■女性の年齢階層別就業率の比較（鳴門市・徳島県・全国）



資料：国勢調査（平成 27 年）

■25-44 歳女性の就業率

	女性人口	女性就業者数	就業率
鳴門市	6,510 人	4,768 人	73.2%
徳島県	83,845 人	60,330 人	72.0%
全国	15,690,181 人	10,344,404 人	65.9%



(3) 保育所・認定こども園、幼稚園の状況

保育所の児童数は公立保育所では、平成 26 年度の 133 人をピークに減少しており、平成 30 年度では 85 人となっています。

私立保育所では、平成 26 年度で 919 人となっていました。平成 27 年度に「すくすく保育園」が、平成 29 年度に「木津さくらんぼ保育園」「いずみ保育園」が認定こども園化したことにより、平成 30 年度の保育所の児童数は 684 人となっています。

■保育所の児童数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
林崎保育所	60	59	53	40	40
中央保育所	50	46	42	31	34
瀬戸保育所	11	9	9	8	
みどり保育所	12	14	16	13	11
公立計	133	128	120	92	85
正興寺保育園	63	54	63	64	60
明神善隣館保育所	68	66	66	62	58
つくし保育所	65	61	60	59	59
矢倉保育園	71	66	76	61	58
いずみ保育園	72	71	73	平成 29 年度より認定こども園化	
うずしお保育園	100	101	104	75	85
矢倉乳児保育園	26	21	21	20	20
岡崎保育所	48	46	49	42	44
桑島保育所	67	66	73	68	71
板東ゆたか保育園	68	62	68	68	71
里浦ちどり保育所	46	42	46	46	43
木津さくらんぼ保育園	57	51	46	平成 29 年度より認定こども園化	
すくすく保育園	64	平成 27 年度より認定こども園化			
板東みやま保育園	46	44	45	56	56
すみれ保育園	58	60	58	61	59
私立計	919	811	848	682	684
合計	1,052	939	968	774	769

資料：鳴門市（各年度 3 月時点）

※「市場乳児保育所」「長寿寺保育園」は平成 26 年度時点で休園中のため割愛。

※休園した施設は斜線で表記しています。



認定こども園は、平成 27 年度より「認定こども園すくすく」が、平成 29 年度に「幼保連携型認定こども園 IZUMI」「認定こども園さら」が開園しました。これにより、平成 30 年度では 278 人の児童が在籍しています。

■認定こども園の児童数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園すくすく		83	95	94	93
幼保連携型認定こども園 IZUMI				115	132
認定こども園さら				57	53
合計	0	83	95	266	278

資料：鳴門市（各年度 3 月時点）

幼稚園の児童数は平成 26 年度の 877 人をピークに減少傾向となっており、平成 30 年度では 765 人と 112 人の減少となっています。

■幼稚園の児童数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
撫養幼稚園	72	65	65	76	81
精華幼稚園	106	100	112	97	88
黒崎幼稚園	39	39	39	36	30
桑島幼稚園	53	49	53	59	57
第一幼稚園	98	98	93	90	97
里浦幼稚園	40	48	41	37	43
鳴門東幼稚園	7	6	3	3	
成稔幼稚園	93	93	95	58	32
明神幼稚園	60	48	49	51	50
大津西幼稚園	42	37	47	49	39
北灘西幼稚園	3				
堀江北幼稚園	39	31	22	27	31
堀江南幼稚園	13	14	11	7	13
板東幼稚園	73	80	73	77	66
鳴門聖母幼稚園(私立)	139	121	116	129	138
合計	877	829	819	796	765

資料：鳴門市（各年度 5 月時点）

※「瀬戸幼稚園」「島田幼稚園」「北灘東幼稚園」は平成 26 年度時点で休園中のため割愛。

※休園した施設は斜線で表記しています。



2. 現行計画の進捗状況

(1) 教育・保育の提供状況

① 1号認定

1号認定の児童数は年度によって増減を繰り返しており、平成28年度は849人と最も多くなっています。いずれの年も、定員には余裕がある状態での推移となっており、ニーズに対して十分な供給量を確保できています。

■ 1号認定

年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～5歳児	実績	845人	849人	847人	823人
	定員	970人	970人	1,020人	1,010人
	過不足	125人	121人	173人	187人

資料：鳴門市（幼稚園：各年度5月時点・認定こども園：各年度3月時点）

② 2号認定

2号認定の児童数は増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。また、いずれの年も定員の範囲内での推移となっており、ニーズに対して十分な供給量を確保できています。

■ 2号認定

年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～5歳児	実績	327人	358人	326人	358人
	定員	386人	373人	348人	383人
	過不足	59人	15人	22人	25人

資料：鳴門市（各年度3月時点）



③ 3号認定（0歳児）

3号認定(0歳児)の児童数は、平成28年度で171人と最も多くなっていますが、その後減少を続け、平成30年度では135人となっています。いずれの年も定員超過となっています。

■ 3号認定

年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳児	実績	166人	171人	160人	135人
	定員	155人	109人	108人	109人
	過不足	▲11人	▲62人	▲52人	▲26人

資料：鳴門市（各年度3月時点）

④ 3号認定（1・2歳児）

3号認定(1・2歳児)の児童数は、平成27年度の513人をピークに徐々に減少しており、平成30年度では496人となっています。

また、平成29年度は定員が509人と、最も多い定員数を確保できており、定員の範囲内となっています。しかし、他の年度については、定員超過となっています。

■ 3号認定

年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1・2歳児	実績	513人	504人	503人	496人
	定員	479人	473人	509人	483人
	過不足	▲34人	▲31人	6人	▲13人

資料：鳴門市（各年度3月時点）



(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

利用者支援事業は、平成 27 年 10 月に鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)を開設し、包括的な利用者支援を行ってきました。

■利用者支援事業の設置件数及び年間の利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
利用者数	953 人	2,274 人	2,398 人	1,778 人

資料：鳴門市

※平成 27 年度は 10 月からの利用者数

②延長保育事業

延長保育事業は、増減はあるものの、平成 30 年度にかけて増加傾向となっています。

■延長保育事業の年間の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	278 人	270 人	286 人	316 人

資料：鳴門市

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、平成 27 年度に高学年の受け入れを始め、平成 28 年度以降、利用者の増加がみられています。平成 29 年度は3年生の利用者数が他の年度よりも多く、合計の利用者数の多い年となりました。平成 30 年度は1年生の利用者数で増加がみられましたが、各学年の利用者数は概ね例年どおりとなっています。

■学年別利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年生	206 人	226 人	208 人	221 人
2 年生	188 人	193 人	194 人	191 人
3 年生	120 人	151 人	178 人	150 人
4 年生	71 人	36 人	53 人	62 人
5 年生		25 人	22 人	24 人
6 年生		6 人	15 人	9 人
合計	585 人	637 人	670 人	657 人

資料：鳴門市（各年度 4 月時点）



④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、平成 27 年度で 154 人日と最も多くなっており、平成 29 年度にかけて減少傾向となっていました。平成 30 年度は 121 人日と、平成 29 年度よりも 39 人日増加しています。

■子育て短期支援事業の年間の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	154 人日	144 人日	82 人日	121 人日

資料：鳴門市

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、対象者数は概ね 300 人台で推移しており、実施件数は平成 27 年度の 318 件から平成 29 年度は 275 件と 40 件程度減少していますが、実施割合は8割台後半となっています。

平成 30 年度は対象者数、実施件数ともに平成 29 年度より多くなっており、実施割合も高くなっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の年間の実施件数等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	366 人	345 人	317 人	338 人
実施件数	318 件	306 件	275 件	297 件
実施割合	86.9%	88.7%	86.8%	87.9%

資料：鳴門市

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度では訪問実人数が 58 人となっています。

■養育支援訪問事業の訪問実人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実人数	13 人	12 人	34 人	58 人

資料：鳴門市



⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、平成 27 年度から1か所増えて4か所となり、平成 29 年度にさらに2か所増えたことにより、現在は6か所で実施しています。

利用組数は、平成 27 年度をピークに緩やかな減少傾向がみられますが、いずれの年度も月間 800 組以上で推移しています。

■地域子育て支援拠点事業の月間の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	4か所	4か所	6か所	6か所
延べ利用組数	865 組	840 組	847 組	829 組

資料：鳴門市

⑧一時預かり事業

一時預かり事業のうち、幼稚園及び1号認定を対象とした認定こども園の預かり保育事業は、平成 30 年度で 96,607 人日と最も多くなっています。

保育所での預かり保育事業は、平成 27 年度の 6,702 人日から年々減少傾向となっており、平成 30 年度では 3,698 人日となっています。

その他の一時預かり事業では、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)とファミリー・サポート・センター事業(未就学児)等が対象となっており、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)では各年度で増減が大きく、平成 29 年度で 140 人日と最も多くなっています。ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)は平成 29 年度にかけて増加傾向となっており、平成 29 年度で 208 人日と最も多くなっています。

■一時預かり事業の年間延べ利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業	100,510 人日	85,329 人日	95,812 人日	100,518 人日
幼稚園〔1号〕	93,560 人日	80,336 人日	91,572 人日	96,607 人日
その他の一時預かり	6,950 人日	4,993 人日	4,240 人日	3,911 人日
保育所〔2・3号〕	6,702 人日	4,791 人日	3,892 人日	3,698 人日
トワイライトステイ	121 人日	58 人日	140 人日	41 人日
ファミリー・サポート・センター事業〔未就学児〕	127 人日	144 人日	208 人日	172 人日

資料：鳴門市

※平成 29 年度は「幼保連携型認定こども園 IZUMI」のデータがなく、「認定こども園すくすく」のみ



⑨病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業としては、現在は「木のおうち」にて病児保育を提供しています。平成 29 年度にかけて延べ利用者数は増加しており、440 人日となっています。平成 30 年度は 412 人日とわずかに減少しています。

■病児・病後児保育事業の年間の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	289 人日	367 人日	440 人日	412 人日

資料：鳴門市

⑩ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）は、平成 28 年度に 141 人日と一時的に増加していますが、概ね 100 人日前後で推移しています。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）の年間の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	82 人日	141 人日	109 人日	97 人日

資料：鳴門市

⑪妊婦健診事業

妊婦健診事業は 300 人台での推移となっており、平成 27 年度の 364 人から年々減少し、平成 30 年度では 304 人となっています。

■妊婦健診事業の年間の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	364 人	359 人	338 人	304 人

資料：鳴門市



3. アンケート調査結果の概要について

(1) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域: 鳴門市内全域
- 調査対象者: 鳴門市在住の「0～6歳の就学前児童」のいる世帯・保護者(就学前児童調査)
鳴門市在住の「小学校1～3年生」のいる世帯・保護者(小学生児童調査)
- 抽出方法: 鳴門市在住の対象世帯について全世帯調査
- 調査期間: 平成31年1月7日～1月21日
- 調査方法: 郵送と学校配布、郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,804件	889件	49.3%
小学生児童	1,260件	483件	38.3%
合計	3,064件	1,372件	44.8%

(参考) 前回調査(平成25年度調査)

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,800件	837件	46.5%
小学生児童	700件	290件	41.4%
合計	2,500件	1,127件	45.1%



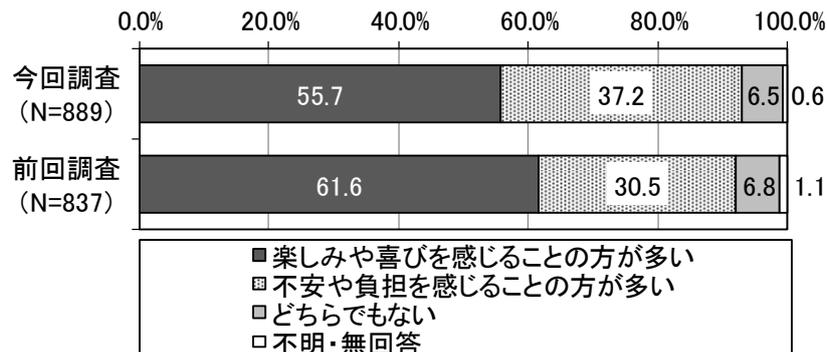
(2) 調査結果の概要

◆子どもの育ちをめぐる環境について

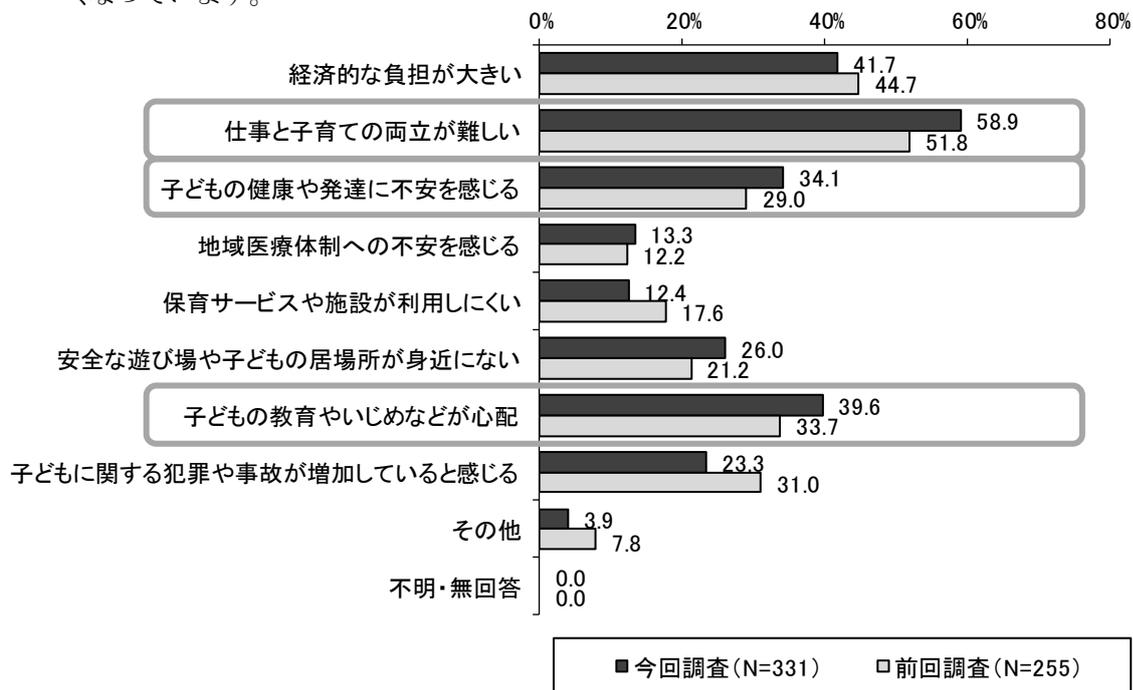
○子育てに関する不安や負担を感じるかについてみると、前回調査と比較して、「楽しみや喜びを感じることの方が多い」が5.9ポイント低く、55.7%となっています。

また、「不安や負担を感じることの方が多い」が6.7ポイント高く、37.2%となっています。

■子育てに関する不安や負担について【就学前児童】



○不安や負担を感じる理由として、「仕事と子育ての両立が難しい」「子どもの健康や発達に不安を感じる」「子どもの教育やいじめなどが心配」が前回調査と比較して、それぞれ5.0ポイント以上高くなっています。



子育てに関する不安や負担の軽減に対する取り組み

不安や負担を感じている保護者が増えており、特に「ワーク・ライフ・バランス」や「子どもの健やかな成長」に対する不安感や負担感が高まっています。

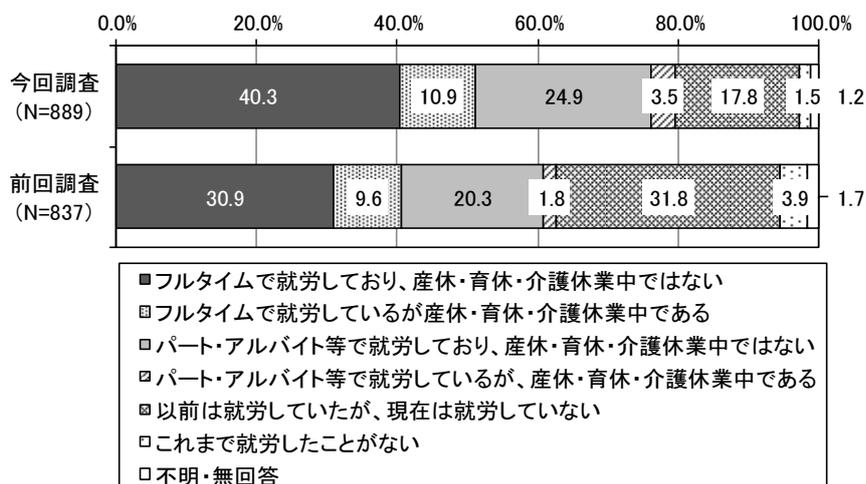
本市では、平成27年より子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期からの切れ目のない支援を提供しています。引き続き気軽に相談できる環境づくりに努めることが大切です。



◆保護者の就労状況について

○母親の就労状況についてみると、就学前児童の母親では前回調査と比較して、『フルタイム就労』の割合は、10.7ポイント高くなっています。一方、『就労していない』の割合は、16.4ポイント低くなっています。

■就学前児童【母親】

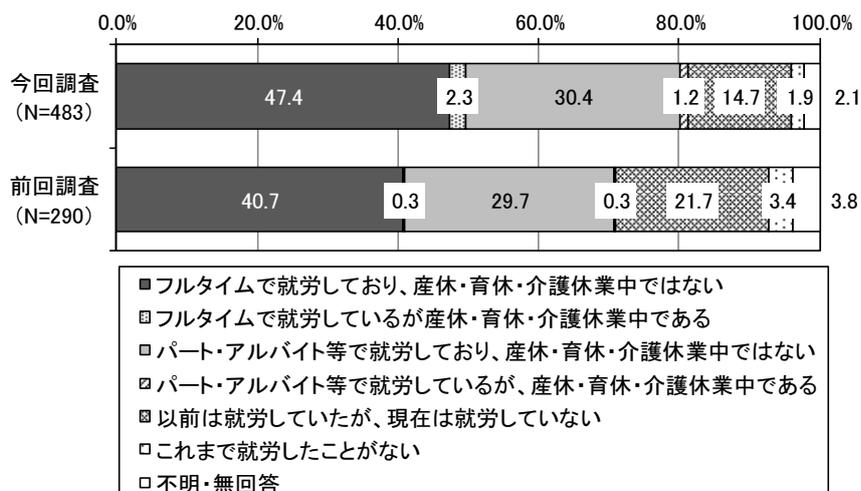


※フルタイム就労：「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の合計

※就労していない：「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計

○小学生の母親では前回調査と比較して、『フルタイム就労』の割合は、8.7ポイント高くなっています。一方、『就労していない』の割合は、8.5ポイント低くなっています。

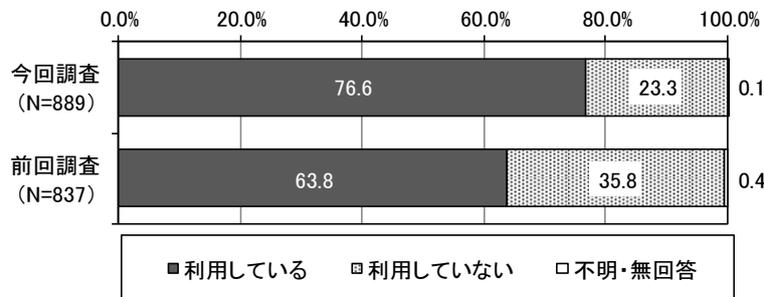
■小学生【母親】



◆平日の定期的な教育・保育事業について

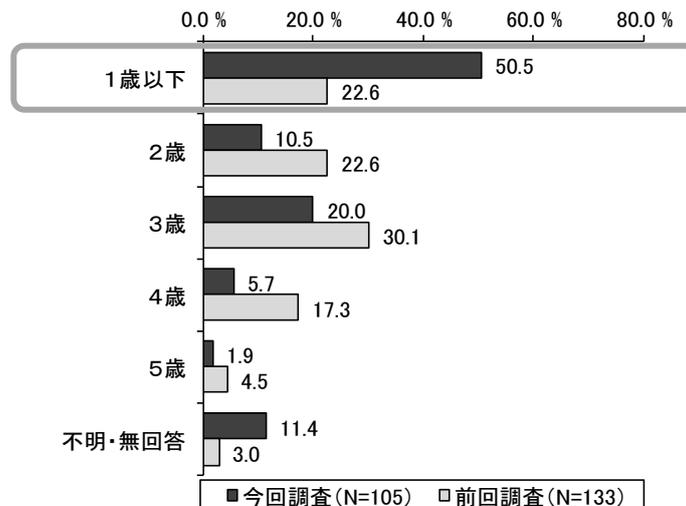
○定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が前回調査よりも 12.8 ポイント高くなっており、多くの方が利用していることがわかります。

■定期的な教育・保育事業の利用状況【就学前児童】



○現在、定期的な教育・保育事業を利用していない方のうち、子どもが大きくなったら利用したいと回答した方の希望する子どもの年齢は、前回調査と比較して「1歳以下」の割合が高く、27.9 ポイント高くなっています。

■子どもが何歳になったら定期的な教育・保育事業を利用したいか【就学前児童】



※前回調査の結果と比較するため、前回同様の集計項目に修正しています。

就労の変化に合わせた保育ニーズの変化への対応

母親の就労率は高くなっており、前回調査時と比較して、保育ニーズが高くなっていることがうかがえます。

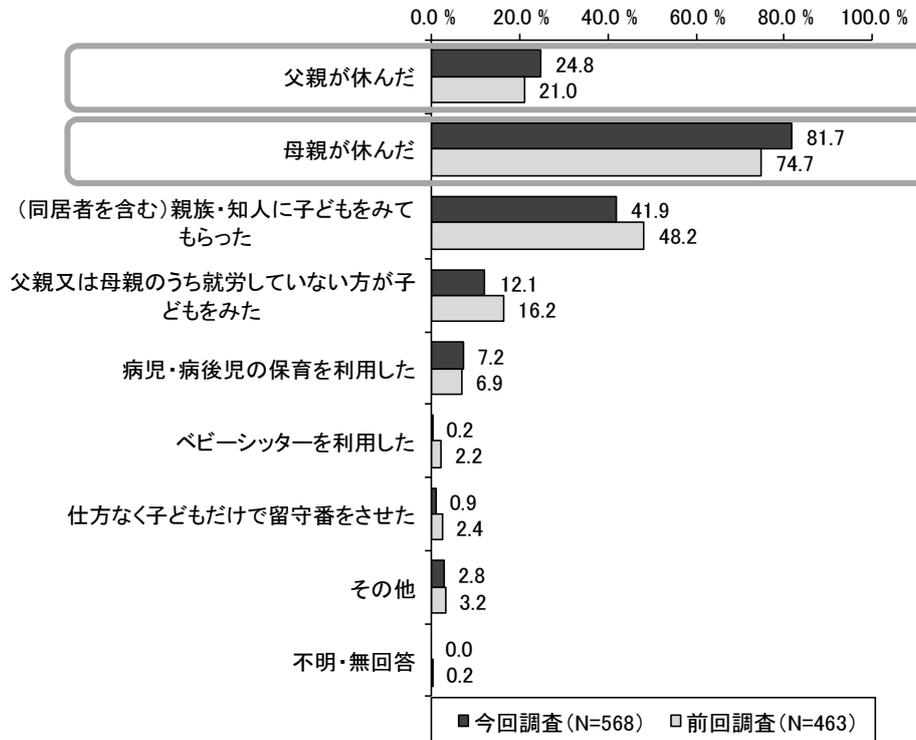
また、現在定期的な教育・保育サービスを利用していない方についても、利用したい子どもの年齢について、低年齢化していることがわかります。



◆病気の際の対応について

○子どもが病気やケガで教育・保育を受けられなかった際の対応は、「父親が休んだ」「母親が休んだ」のどちらも、前回調査と比較して高くなっています。

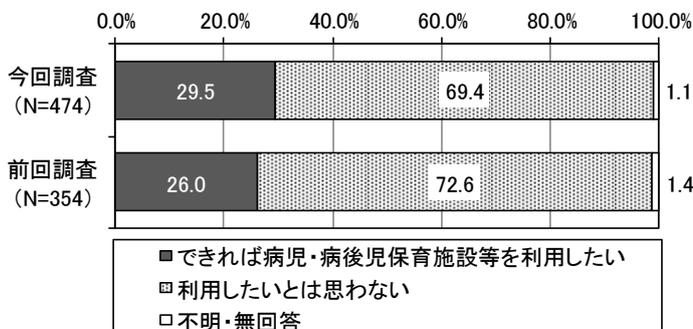
■病気の際の対応【就学前児童】



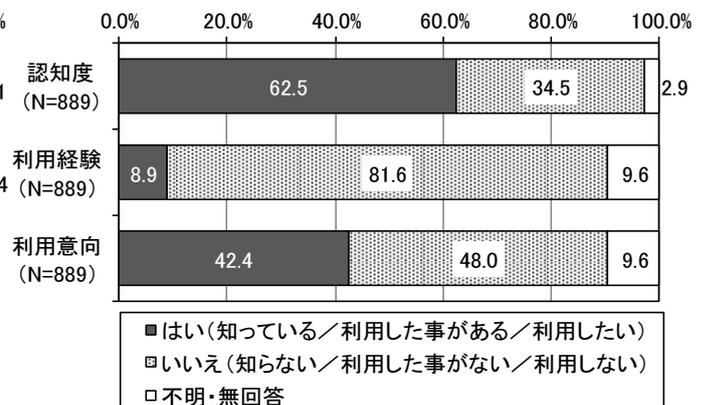
○病児・病後児保育施設等の利用意向は、前回調査よりも3.5ポイント高くなっています。

○一方で、病児・病後児保育を実施している『木のおうち』の認知度は62.5%、利用経験は8.9%、利用意向は42.4%となっています。

■病児・病後児保育施設の利用意向【就学前児童】

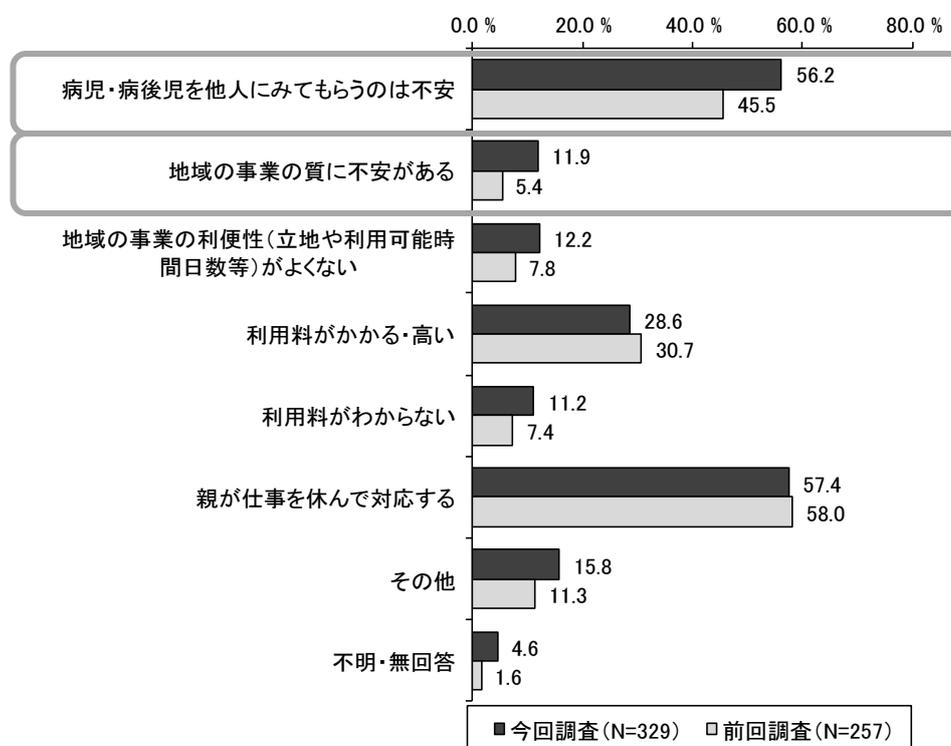


■木のおうち（病児・病後児保育）【就学前児童】



○病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由として、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」「地域の事業の質に不安がある」が前回調査と比較して、6.0ポイント以上高くなっています。

■病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由【就学前児童】



必要な人が対応策の1つとして事業を選択できるように、事業の認知度向上が重要

病気やケガの際の対応として、父母のどちらかが仕事を休んで対応する割合が高くなっています。

病児・病後児保育についての利用意向は微増となっており、個別事業で「木のおうち」についての利用意向を聞いた場合は、42.4%の高い利用希望がみられています。

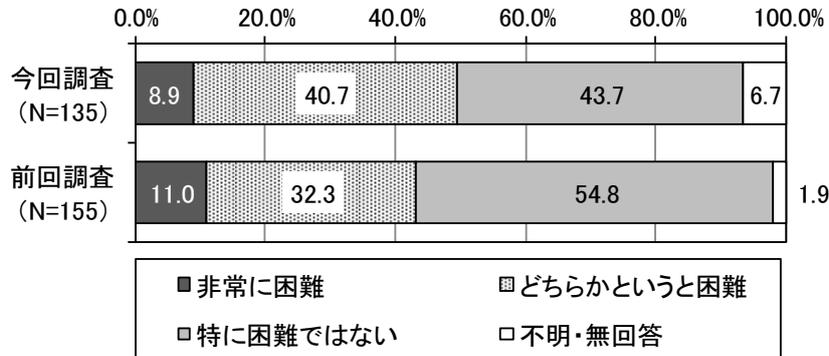
利用したい人が適切に利用できるよう、広く事業内容等について周知を図り、保護者の不安解消に努めることが大切です。



◆ 宿泊を伴う一時預かり等の利用について

○ 宿泊を伴う一時預かりが必要だった際に、「親族・知人にみてもらった」と回答した方のうち、その困難度について前回調査と比較すると、「特に困難ではない」が 11.1 ポイント低くなっています。

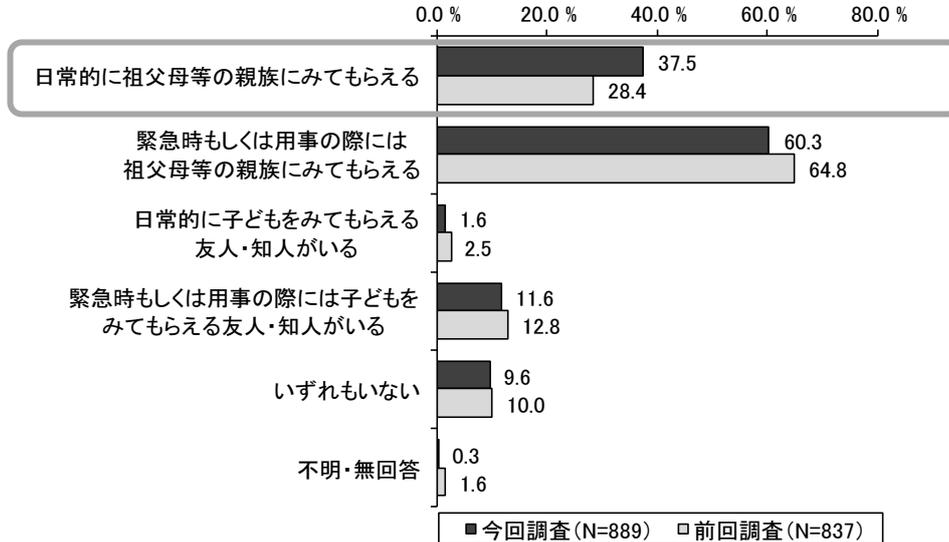
■ 宿泊を伴う一時預かりで親族・知人に子どもをみてもらった際の困難度【就学前児童】



参考)

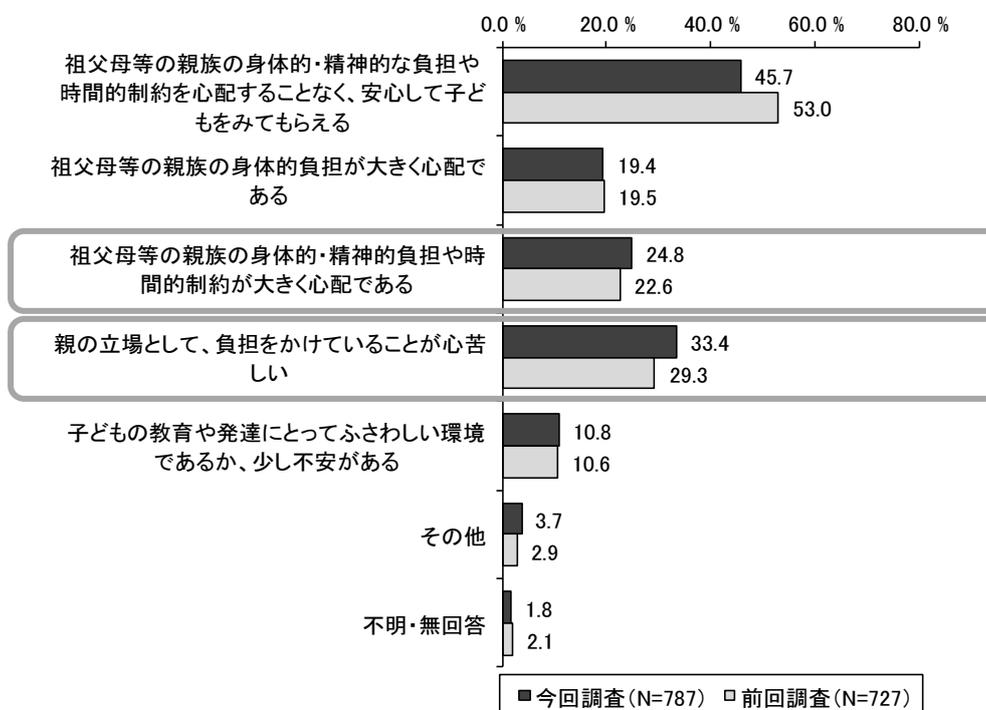
前回調査と比較して、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は 9.1 ポイント高くなっており、祖父母等の協力を得られていることがうかがえます。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童】



○日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合が高くなった一方、「身体的・精神的負担や時間的制約が大きく心配である」「負担をかけていることが心苦しい」についての割合は、前回調査よりも高くなっています。

■祖父母等に子どもをみてもらう際の状況【就学前児童】



必要なときにサービスを利用できるサービス提供量の確保

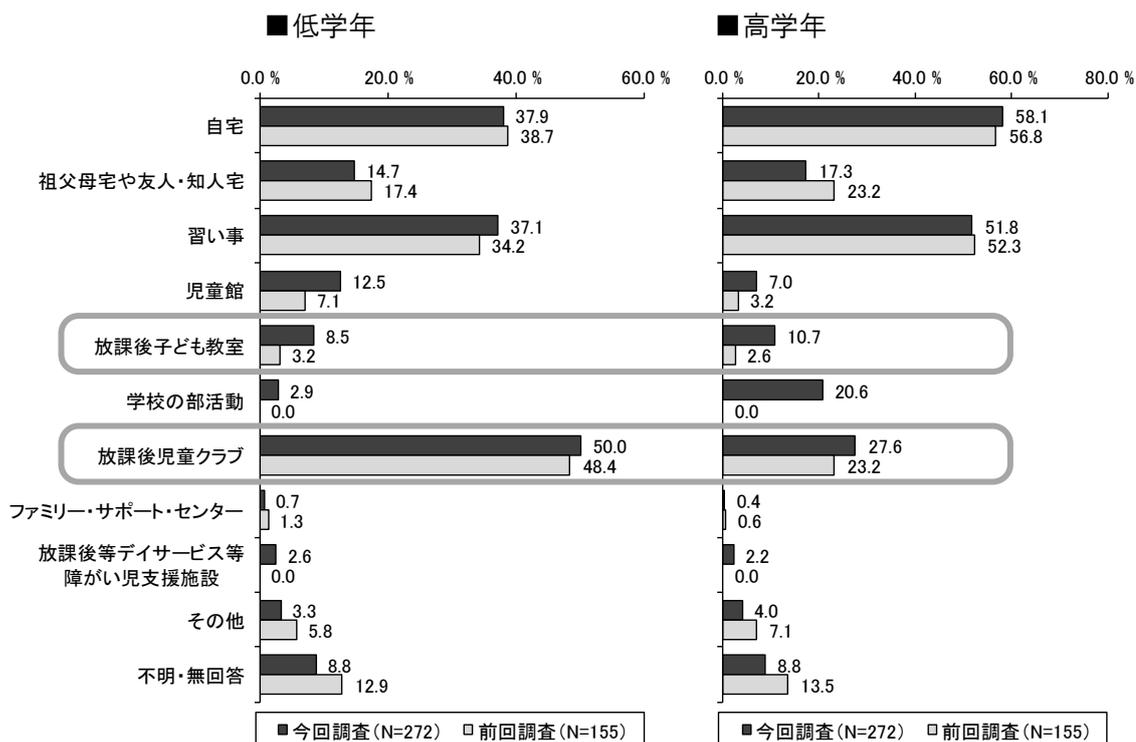
宿泊を伴う一時預かり等について、親族・友人等に子どもをみてもらう際の困難度は、前回調査と比較して、「困難」と回答する方の割合は高くなっています。

「日常的に祖父母等に子どもをみてもらえる」の回答割合は高くなったものの、「身体的・精神的負担や時間的制約が大きく心配である」「負担をかけていることが心苦しい」についての割合も高まっており、必要なときに支援サービスを利用できるよう整備することが大切です。



◆就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳児限定）

- 就学前児童（5歳児）の小学校進学後の放課後の過ごし方について、前回調査と比較すると、低学年では「放課後児童クラブ」が1.6ポイント高く、50.0%となっています。
- 高学年では、概ね前回調査と同様の傾向がみられますが、前回の調査項目ではなかった「学校の部活動」が20.6%と4番目に高くなっています。また、「放課後子ども教室」については10.7%ではあるものの、前回よりも8.1ポイント高くなっています。



希望する放課後の過ごし方を送ることができる環境の整備

放課後の過ごし方について、概ね前回調査と同様の結果となっています。

放課後児童クラブについては、就労状況の変化に伴っての利用意向の増加と考えられます。

各放課後児童クラブの利用状況に鑑み、利用希望者を受け入れられるよう努めるとともに、支援員が研修を受けられるよう支援するなど、放課後児童クラブの質の向上についても引き続き取り組むことが大切です。

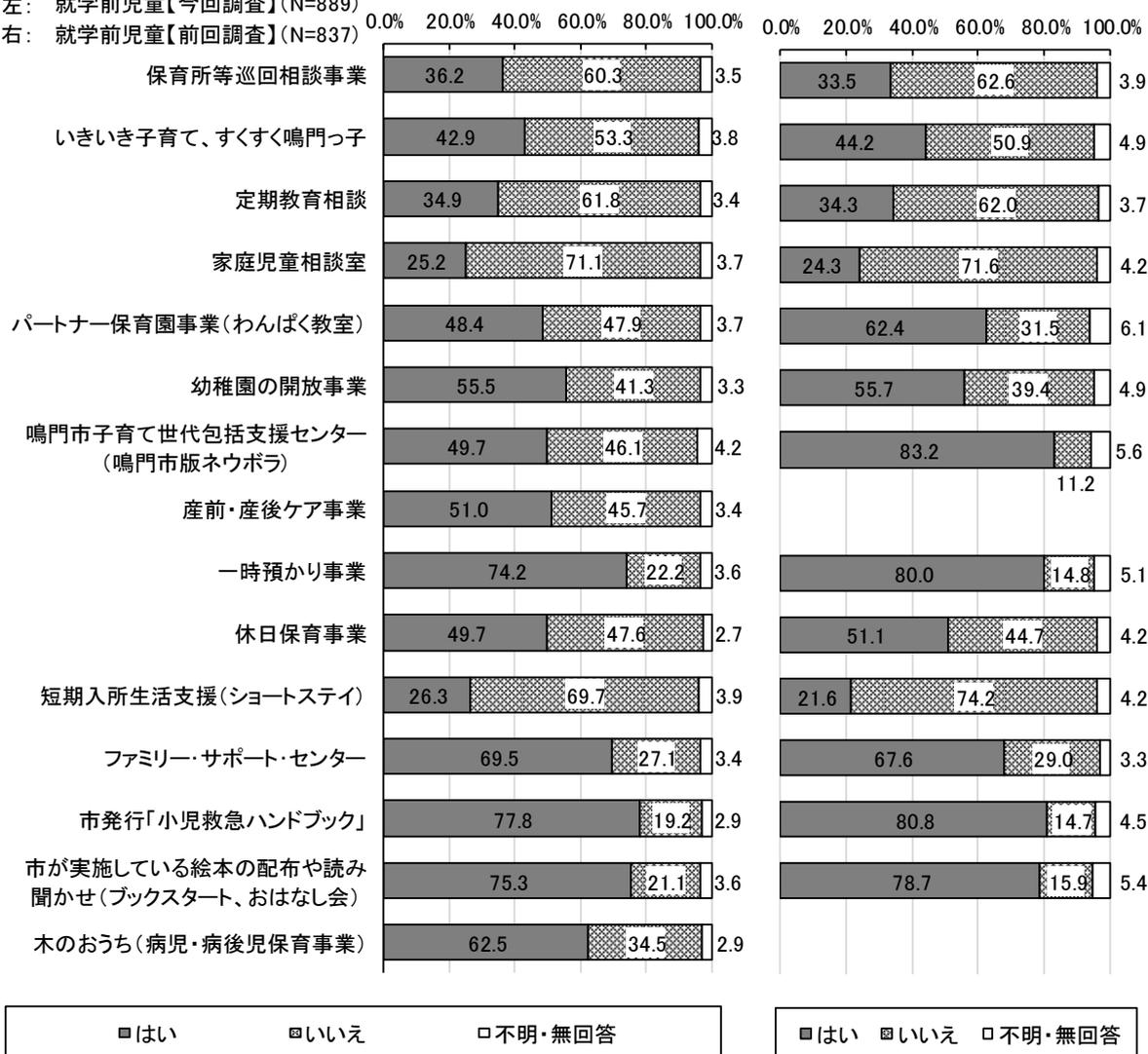
◆事業の認知度、利用経験、利用意向について

○認知度について、前回調査と比較すると、「鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」は、「はい（知っている）」が 33.5 ポイント低い 49.7%、「パートナー保育園事業（わんぱく教室）」は 14.0 ポイント低い 48.4%となっています。その他、大きな差はありませんでした。

■認知度（左：今回調査、右：前回調査）【就学前児童】

左： 就学前児童【今回調査】(N=889)

右： 就学前児童【前回調査】(N=837)



※「いきいき子育て、すくすく鳴門っ子」は平成 25 年度時点で「子どもの発達支援事業」という事業名での実施をしていました。

※「鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」は平成 25 年度時点で実施していた「お元気 SUN ROOM」の事業内容を拡大して引き継いだ事業です。

※「産前・産後ケア事業」「木のおうち（病児・病後児保育事業）」については、前回調査の項目になかったため、未記載としています

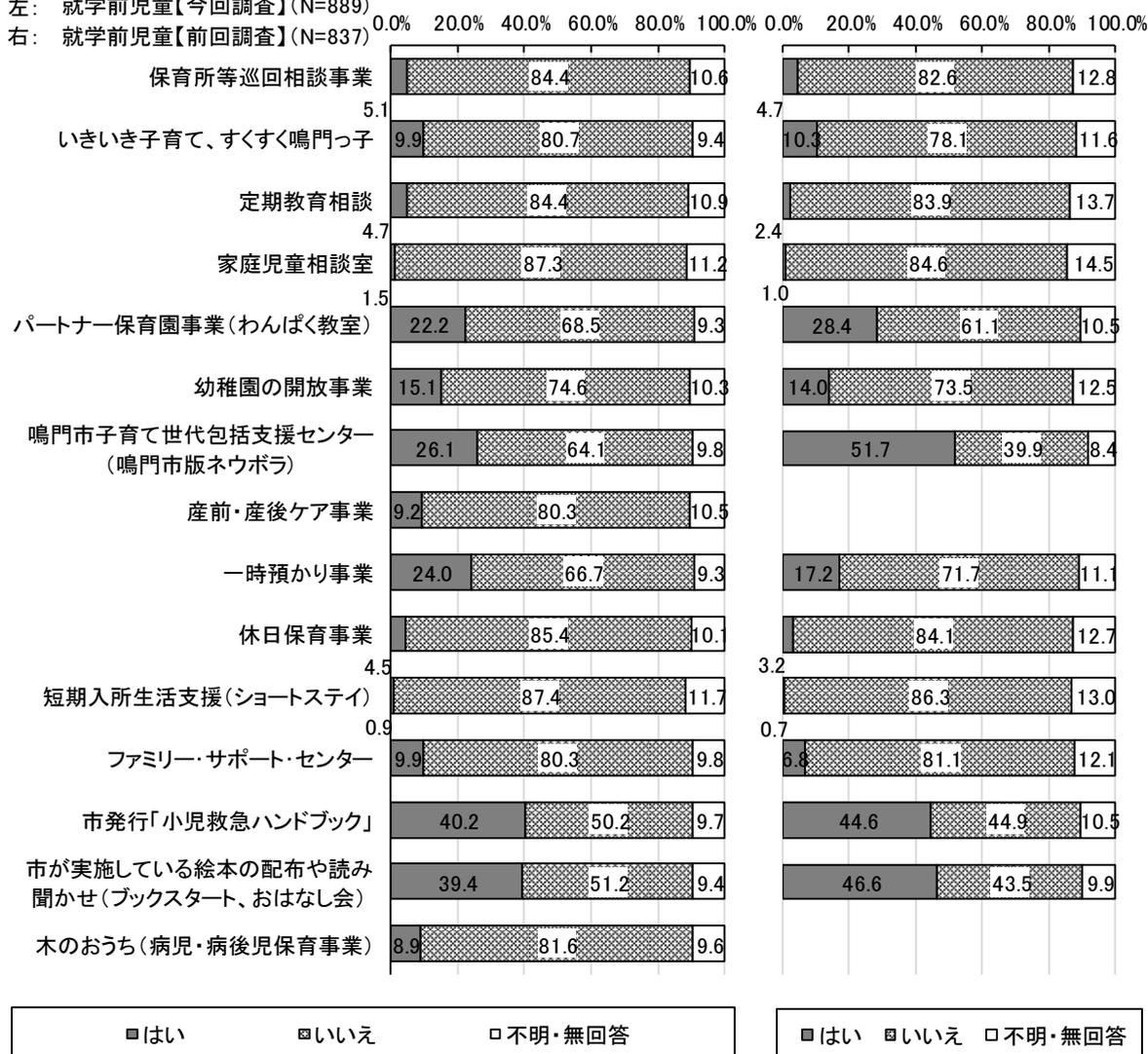


○利用経験について前回調査と比較すると、「一時預かり事業」は「はい(利用したことがある)」が6.8ポイント高い24.0%となっています。一方、「鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)」は25.6ポイント低い26.1%、「市が実施している絵本の配布や読み聞かせ(ブックスタート、おはなし会)」は7.2ポイント低い39.4%、「パートナー保育園事業(わんぱく教室)」が6.2ポイント低い22.2%となっています。

■利用経験(左:今回調査、右:前回調査)【就学前児童】

左: 就学前児童【今回調査】(N=889)

右: 就学前児童【前回調査】(N=837)



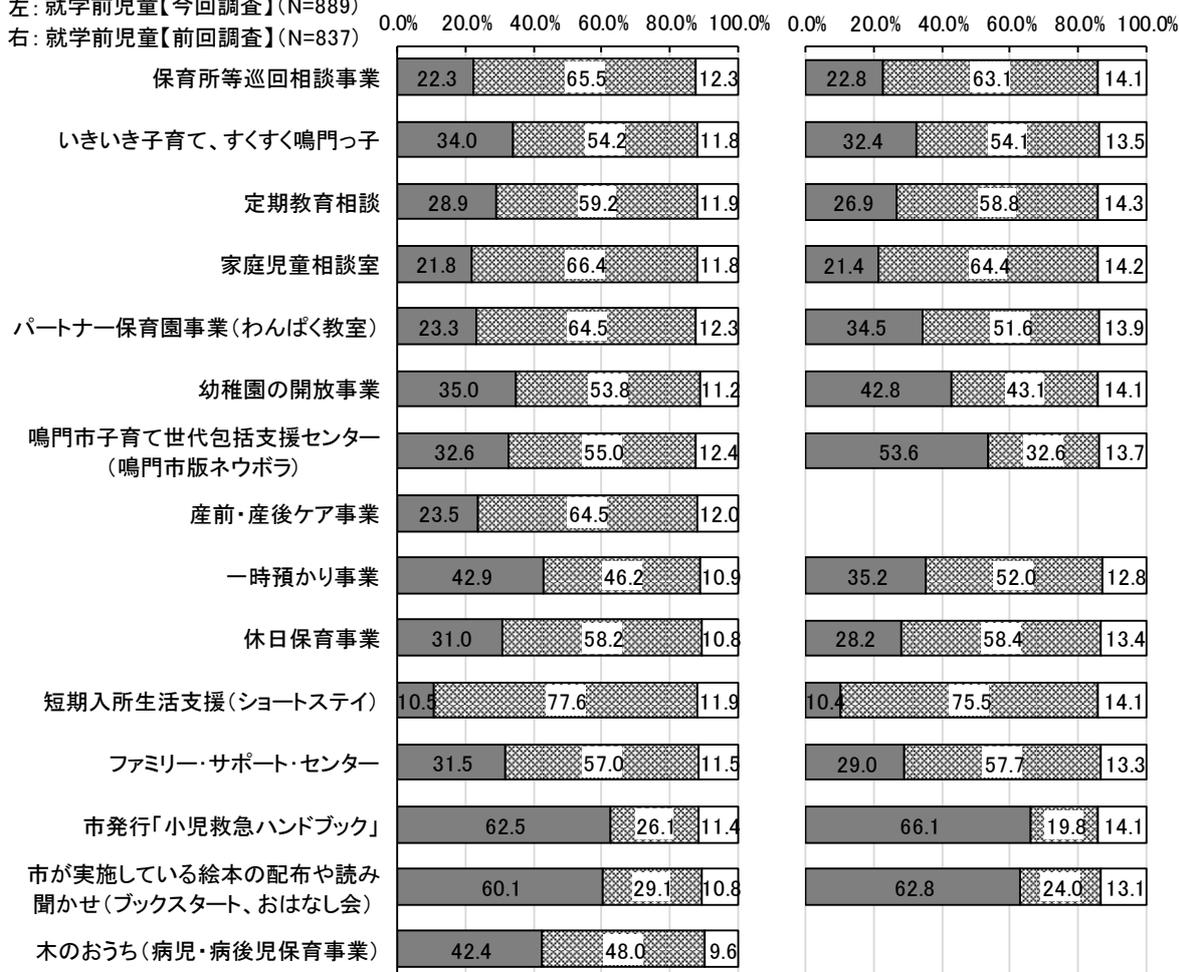
○利用意向について前回調査と比較すると、「鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」は、「はい（利用したい）」が21.0ポイント低い32.6%、「パートナー保育園事業（わんぱく教室）」は11.2ポイント低い23.3%、「幼稚園の開放事業」が7.8ポイント低い35.0%となっています。

また、「一時預かり事業」は7.7ポイント高い42.9%となっています。

■利用意向（左：今回調査、右：前回調査）【就学前児童】

左：就学前児童【今回調査】(N=889)

右：就学前児童【前回調査】(N=837)



■はい □いいえ ○不明・無回答

■はい □いいえ ○不明・無回答

事業周知の徹底と、利用を希望する方が利用できる体制の整備

「パートナー保育園事業（わんぱく教室）」の認知度、利用経験、利用意向それぞれの割合はいずれも減少しており、「一時預かり事業」の認知度に大きな変化はなく、利用経験、利用意向が増加しています。

「市が実施している絵本の配布や読み聞かせ（ブックスタート、おはなし会）」の利用経験が減少していますが、認知度、利用意向に大きな変化はありませんでした。

概ね、前回調査と同様の傾向がみられています。わずかながら、全体的な認知度の低下がうかがえることから、支援が必要な方が円滑に利用できるよう、事業の周知が大切です。



4. 第1期計画の主な取り組みの評価

(1) 教育・保育環境の充実

取り組みの成果

より良い教育・保育環境の確保と放課後の子どもの居場所の拡充

より良い教育・保育環境の確保と教育・保育の質の向上を図るため、平成31年4月に「鳴門市公立保育所再編計画」を、令和元年12月に「鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」を策定し、本市の公立幼稚園・保育所のあり方について方向性を示しました。

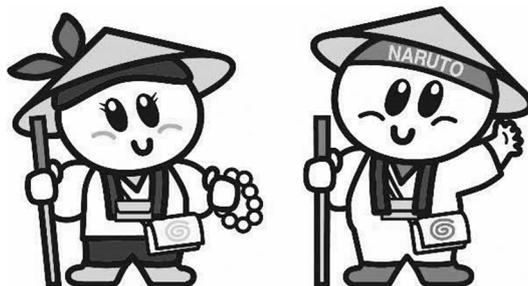
放課後の子どもの居場所として、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の対象が全学年に拡充されるとともに、共働き家庭が増える中で、利用ニーズも高まっていることから、平成29年度より段階的に施設整備を行い、平成31年度4月時点で12か所において事業を実施しています。

取り組みの課題

多様化する保育ニーズに対応できるサービスの拡充

アンケート調査結果からも、前回調査時点と比較して共働き家庭が増えていることがわかります。本市の保育所、認定こども園では、平成29年度10月時点で19人の待機児童が発生しました。3号認定の利用者数は多くの年で定員を超えており、保育ニーズの低年齢化がみられる状況において、待機児童を発生させないためにも、ニーズに即したサービスが提供できるよう、人員の確保や適切な保育環境の整備が求められています。

共働き家庭が増える中で、病児・病後児保育施設の利用意向は就学前児童で4割台と高い割合となっています。一方で、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」という意見も多く、広く事業内容等について周知を図り、保護者の不安解消に努め、必要とする人が適切に利用できる体制の整備が重要となります。



(2) 健やかな育ちのための切れ目のない支援

取り組みの成果

切れ目のない支援体制の構築

本市では、切れ目のない支援体制を構築するために、鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）を平成 27 年度に開設しました。母子保健コーディネーター（保健師及び助産師）によるお母さんやお子さんの健康や子育てに関する悩みなど、様々な相談に対応することにより、妊産婦健診等を通して、特定妊婦の産後の状況を多角的にフォローすることができました。

取り組みの課題

安定した支援体制の確保

子育て世代包括支援センターの利用者は年々増加しており、複雑な家庭事情や経済的な問題など、相談内容も多岐にわたり複雑かつ多様化しています。

安定して支援ができ、多様な事例にも対応できるよう、人材の確保、職員の資質向上を図るとともに、関連機関や各種専門家との連携を強化することが大切です。

(3) すべての子どもと家庭への支援

取り組みの成果

支援の必要な子どもと家庭への支援の実施

本市では、平成 28 年度より「子どもの未来を応援する首長連合（子どもの貧困対策連合）」に加盟し、組織のネットワークを活用した情報収集や国等への要望活動を実施してきました。また、平成 29 年度、本市独自の「子どもの生活に関するアンケート調査」を実施することで、子育て世帯等の経済状況や生活状況、支援ニーズを把握し、令和元年度より「子どもの居場所づくり推進事業」を実施するなど、地域の実情に応じた子どもの貧困対策に関する施策や事業の充実に努めています。

子育ての不安を解消し、適切かつ継続的な支援につなげるべく、保育所等巡回相談や幼児教育等の専門家による教育相談を実施しました。教育相談については、支援を必要とする幼児や、気がかりな幼児が増加傾向にあり、相談件数も多くなっていることから、相談実施月を増やすなど、子育てに不安を抱える保護者が相談しやすいよう工夫をしています。

取り組みの課題

不安や課題を抱える子どもと家庭への相談支援の充実

アンケート調査結果から、子育てに関する不安や負担を感じる人の割合は3割台後半となっており、不安を感じる理由は、「子どもの健康や発達への不安」、「子どもの教育やいじめなどが心配」などが、前回調査よりも高い割合となっており、相談しやすい体制の整備や様々な悩みにアプローチできるよう、関係機関との連携が重要です。



(4) まちぐるみの子育て支援

取り組みの成果

子育て世代がつながる場の提供と地域とのつながりをもつ機会の充実

地域子育て支援事業として、子育て家庭の情報交換や相談の場である「ひろば」を実施してきました。子育て支援拠点事業は、安定した利用がみられており、子育て家庭の交流の場として、効果をあげています。

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境づくりを進めていくため、鳴門市子どものまちづくり推進協議会を通して地域でのネットワークづくりを推進し、市内最大の子育てイベントである「子どものまちフェスティバル」を開催しています。

取り組みの課題

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援策の周知

アンケート調査結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、「仕事と子育ての両立が難しい」が5割台後半と前回調査よりも高い割合となっています。本市が実施している施策や事業について、より一層の周知を図り、保護者が必要とするサービスや支援を円滑に利用でき、ワーク・ライフ・バランスが実現されることが重要となっています。

(5) 安全・安心な子育て環境づくり

取り組みの成果

地域防災教育の充実と子どもの安全を守る施設の整備

災害から子どもたちの身を守るために、関係諸機関や地域自主防災会等と連携し、体験的・実践的な防災教育を実施しました。また、各保育施設及び児童クラブでは、絵本や紙芝居などの教材を活用して、子どもたちにもわかりやすく防災教育を行い、災害時に適切な行動が取れる体制を整えました。

国庫補助制度を活用し、防犯対策強化事業に取り組む私立保育施設に補助金を交付し、子どもの安全・安心の一層の充実を図りました。

また、令和元年度には、保育施設での睡眠中の重大事故を防止するため、私立保育施設を対象とした補助金事業のメニューに、午睡チェックなどの備品等購入費用の一部助成を追加し、事故防止対策の推進を図りました。

取り組みの課題

災害発生時にも対応できる体制整備

平成 31 年4月に策定された「鳴門市公立保育所再編計画」に基づき、耐震性を有していない公立保育所の速やかな再編整備を進める必要があります。

また、様々な災害に対し、地域の実情を把握し、学校、地域、保護者が一丸となって、防災教育を推進することが大切です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち になると

子ども時代を過ごす環境は、その人の人間形成に大きな意味をもちます。豊かな自然の中で、家族や地域の人の温かい笑顔に包まれ、笑顔あふれた生活を送ることは、健全な身体を育み、自己肯定感をもった人を思いやることのできる人格をつくります。

本計画では、第1期計画から引き続き「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち になると」を掲げ、引き続き子どもを安心して産み育てることができる基盤整備を進めるとともに、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望がもてる、そして子育て世代に選ばれる鳴門市の実現をめざします。

2. 基本的な視点

(1) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身の健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

(2) すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望がもてるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

(3) すべての人が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもの心身の健やかな成長という社会の目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。



3. 基本目標

基本理念である「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向けて、第1期計画に引き続き、次の5つの基本目標を設定します。

(1) 教育・保育環境の充実

すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要となります。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもたちが地域の未来を担う宝であるという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びがつながっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実等を通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

(2) 健やかな育ちのための切れ目のない支援

乳幼児期の教育・保育を提供し、子ども・子育て支援を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要となり、母子保健に関する施策・事業との連携を進めることが必要です。

子どもを安心して産み育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制のさらなる充実を図ります。また、妊娠期から関わることで、子どもの成長を見守り、保護者の精神的不安を和らげることができるよう、家庭に応じた支援体制の充実を図ります。

(3) すべての子どもと家庭への支援

障がい児や発達に課題のある子ども、外国人、ひとり親家庭など、特別な支援が必要な子どもや家庭に対しての適切な支援が求められています。

また、全国的に児童虐待が問題となっている中で、児童虐待に至る前に、子どもの保護や保護者等のケアを行うことが重要となります。専門機関や専門職員との連携を強化し、支援が必要な家庭にやさしい環境を整備していきます。



(4) まちぐるみの子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、地域社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援に関わることがきわめて重要となります。また、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた環境づくりでは、「子ども・子育て支援」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」が両輪と考えられています。

地域はもとより、企業、学校、行政、専門機関などの社会全体が、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組みます。

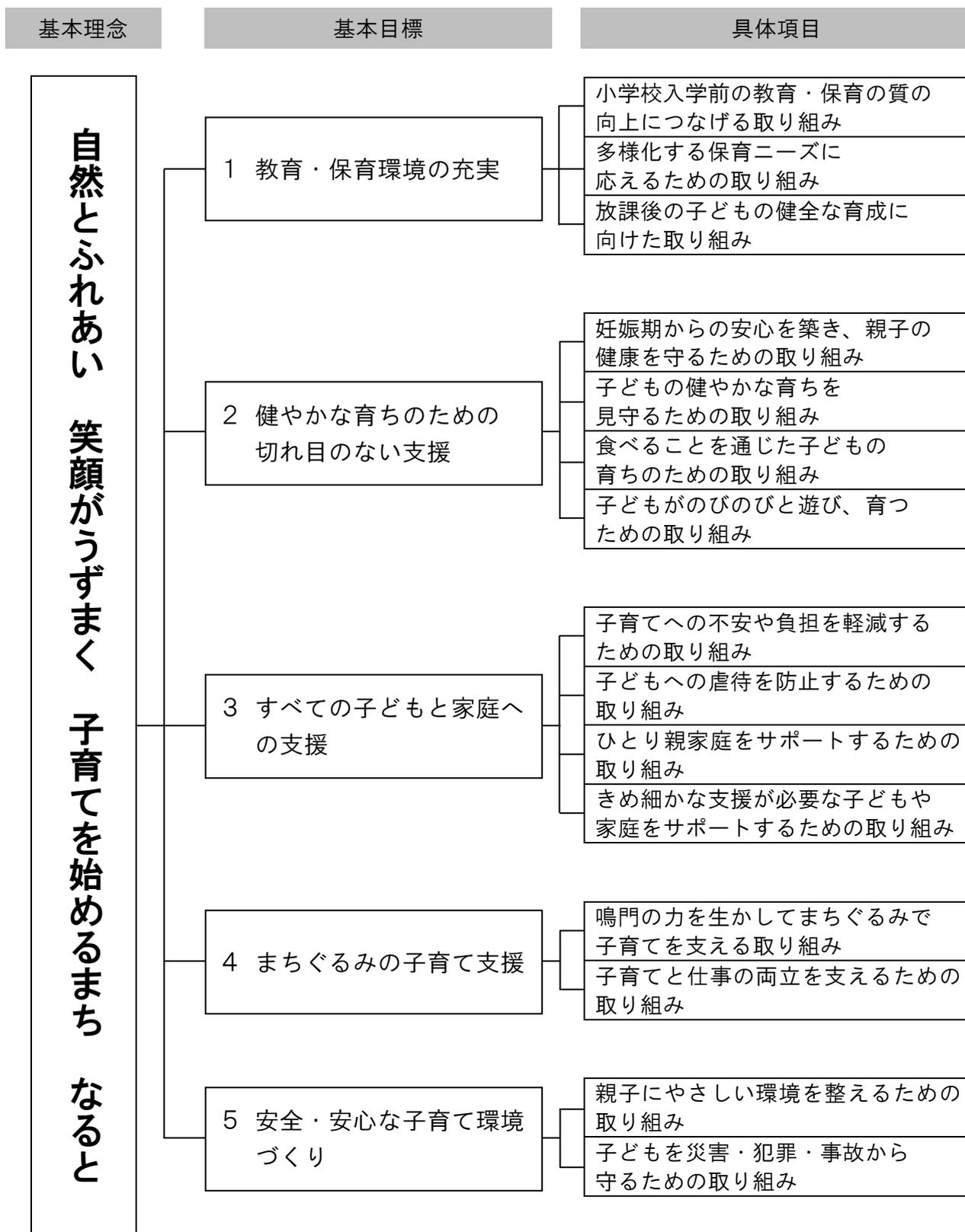
(5) 安全・安心な子育て環境づくり

子どもを巻き込む犯罪や事故が増える中で、犯罪や事故に遭わない環境を整備することは重要です。近年では、自然災害等の危険から子どもたちの身を守るための取り組みが求められています。行政、学校園等、地域、子育て支援事業者が連携を図り、防犯対策を充実させるとともに、交通事故防止のための取り組みや、防災・減災教育の充実に取り組みます。



4. 施策の体系

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向け、基本的な視点を踏まえつつ、5つの基本目標に沿って計画を体系的に推進します。



第4章 施策の展開

1. 教育・保育環境の充実

(1) 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	幼稚園教諭・保育士等の資質向上	<p>幼児期の教育・保育は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において整合性が図られています。</p> <p>子どもたちが小学校に入学するまでに身につけるべき必要な学びの機会を等しく提供し、小学校教育へ円滑に接続することができるように、幼稚園教諭と保育士、保育教諭の合同研修、交流の機会を設けるなど、職員の資質向上を図ります。</p> <p>【「保育・幼児教育アドバイザー」による訪問指導】</p> <p>幼稚園等の保育者研修に「徳島県保育・幼児教育アドバイザー」による訪問指導を活用し、研修の充実を図ります。</p>
2	特に配慮が必要な子どもの支援に関わる職員の資質向上	<p>発達の状況や健康状態、家庭環境等から特に配慮が必要な子どもに対しては、一人ひとりの状況を的確に把握したうえで対応できるよう、職員のスキルアップを図るとともに、専門機関等との連携を強化します。</p>
3	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進	<p>発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実を図り、小学校教育へ円滑に接続するために、関係職員の連携・交流や子どもたちの交流活動を通して相互理解を深めるなど、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携推進に取り組みます。</p> <p>また、平成 29 年度より、鳴門市幼稚園・こども園連絡協議会を設置し、園種の壁を越えた連携を図り、保育・教育指導力の向上に努めています。</p>
4	就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携	<p>それぞれの就学前教育・保育施設、小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期における教育・保育が、家庭や地域社会との関わりをもちながら、小学校教育との円滑な接続に向けて、連携強化に努めます。</p>
5	就学前教育・保育モデルカリキュラムの作成及び推進	<p>就学前教育・保育施設と小学校が連携を図り、つながりを意識した教育活動を実施していくため、乳幼児期から小学校接続期までの発達や学びの連続性を確保した「鳴門市版就学前教育・保育モデルカリキュラム」(仮称)を作成し、就学前教育・保育施設間・保育者間での緊密な連携、共通理解を図ります。</p>



No.	取り組み	取り組みの概要
6	認定こども園の整備	幼稚園、保育所両方の機能をあわせ持つ認定こども園への移行を希望する私立幼稚園や保育所に対し、地域の実情や保護者のニーズを踏まえたうえで、必要な助言や支援を行います。
7	保育士の処遇改善	保育士の人材確保が課題となっていることから、保育士等が安心して保育に従事できるように、国・県の制度を活用しながら処遇改善に取り組みます。
8	保育士等の就労継続支援	公立保育所・幼稚園の集約・再編を検討、推進する中で、望ましい施設の運営体制を確立し、保育士等が働きやすい職場環境・労働環境の整備に努めます。また、保育士等が自己研鑽を継続的に積むことができる環境の充実を図り、誇りとやりがいをもてる職場づくりに取り組みます。
9	次世代を担う人材の育成	将来の保育人材の確保に向けて、積極的に職場体験やインターシップ等を受け入れ、次世代を担う若者へ保育士等の仕事の魅力を伝え、職業として保育士等をめざしてもらうための理解と体験の機会を提供します。
10	鳴門教育大学との連携強化(学園都市化構想連携協力推進事業)	「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」に基づく、鳴門教育大学との教育・保育の分野での一層の連携協力のもと、鳴門町地区をモデル地区として、認定こども園、幼稚園、小・中学校において具体的な取り組みを進め、本市の教育・保育の充実・向上を図ります。
11	就学前教育・保育のさらなる推進	<p>子どもがのびのびと自己発揮し、心から笑い、様々なことを学ぶことができるよう、より良い環境の中で、子どもの幸せを第一に考えた健やかな育ちを保障するため、「鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、就学前教育・保育の質の確保と向上に取り組みます。</p> <p>【公立幼稚園のあり方について】</p> <p>望ましい幼児の集団規模の確保や教職員運営組織体制の充実、教職員の資質向上を図る研修体制の確立、公立幼稚園の役割などを考慮し、本市の将来を見据えた持続可能な公立幼稚園のあり方を検討し、再編についての検討を進めます。</p> <p>【公立保育所のあり方について】</p> <p>「鳴門市公立保育所再編計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、保護者や地域の方々にきめ細かな説明や対応を行い、理解を得たうえで、速やかな公立保育所の再編に取り組みます。</p>



No.	取り組み	取り組みの概要
12	特別支援教育・保育事業の推進	<p>特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。</p>
13	発達相談事業の充実	<p>医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がい疑われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。</p> <p>【子どもの発達支援事業・発達相談】</p> <p>子どもの発達支援及び保護者の育児支援のため専門家による個別相談を行うほか、保育所・認定こども園・幼稚園等関係機関と連携し、安心して就学できるよう継続的に支援を行います。</p> <p>【保育所等巡回相談】</p> <p>市内の保育所・認定こども園を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育児不安を抱える保護者や軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。</p>
14	人権教育・保育事業の推進	<p>同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、同和教育の成果と手法を生かし、体験活動や仲間づくりを重視した、人権教育・保育を推進することにより、将来に向けて同和問題の解決と人権尊重社会の実現を担う子どもを育成します。</p>



(2) 多様化する保育ニーズに応えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業※の推進	平成27年10月に鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児などに関する総合的な相談や支援を提供する「ワンストップ拠点」として包括的な利用者支援を行っています。
2	子育て支援に関する情報発信の強化	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、ソーシャルメディアのLINEを活用し、子育てに関する様々な施策や情報をわかりやすく、タイムリーに発信していきます。今後も多様な媒体を活用し、わかりやすい情報の周知や提供に努めていきます。
3	病児・病後児保育事業※の実施	小学校6年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
4	子育て短期支援事業※の実施	保護者の疾病・事故・入院等で子どもを家庭で養育することが困難になった場合に短期入所生活援助(ショートステイ)、また夜間に保護者の就労等で子どもの養育が困難になった場合等に夜間養護(トワイライトステイ)を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
5	一時預かり事業※の充実	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを、保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業(幼稚園型)により、教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
6	ファミリー・サポート・センター事業※の推進	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組めます。
7	延長保育※・休日保育事業の実施	多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所や認定こども園と連携を図りながら、育児と就労の両面支援を図るために、休日の保育や需要の高い平日の保育時間の延長を実施します。
8	多様な主体の参入促進※	住民ニーズに沿ったサービスの提供を進めていくために、多様な事業者の能力を活用することで、効果が高いと考えられる事業について民間事業者の参入を促進していきます。

※・・・子ども・子育て支援制度で定められている事業。(事業内容の詳細は、第5章に記載。以降同様)



(3) 放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	新・放課後子ども総合プランの推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に努めます。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ※)の推進	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
3	放課後子供教室の推進	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
4	総合型地域スポーツクラブ活動の促進	地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。 また、スポーツをする機会を十分提供できていない就学前の子どもに様々なスポーツ・運動に取り組む機会を提供し、幼児期におけるマルチスポーツを推進します。
5	子どもの居場所づくり事業の推進	子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じて安心して過ごせる居場所づくりを実施する団体に対し、事業の実施に要する経費の助成を行うことで、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を進めていきます。



地元プロスポーツチームとの連携
(徳島ヴォルティスサッカー教室)



2. 健やかな育ちのための切れ目のない支援

(1) 妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	切れ目のない子育て支援の充実	鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)を中心に、妊娠期から子どもの成長段階に応じた適切な支援ができるよう、関係機関や各種専門職と連携した体制の充実を図るとともに、職員一人ひとりの資質向上に努め、安心して子育てをすることができる環境整備に取り組みます。
2	妊産婦相談・乳幼児相談の推進	鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)において、母子保健コーディネーターによる継続した相談支援を通して、妊娠期から子育て期の不安の軽減や育児負担の軽減を図ります。 また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後のフォロー体制を充実させ、早期に関わることで、その後発達支援がスムーズに展開できるように努めます。
3	マタニティマーク普及・啓発	妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布しています。また、身体障がい者の駐車場とあわせて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。 また、マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解を深めます。
4	妊産婦健康診査 [※] の実施	妊娠期の母体の健康管理や産後うつ、新生児虐待の予防を図るため、妊婦健康診査費用(14回)及び産婦健康診査費用(2回)の助成を行うことにより、妊娠期から子育て期の母親への支援を通して赤ちゃんの健やかな成長をめざします。
5	妊婦歯科健康診査の実施	生活習慣病の原因のひとつとして考えられる歯周病を、妊娠中から予防、治療することによって、低出生体重児や早産を予防するとともに、子どもの口腔衛生への意識づけを行い、将来の生活習慣病の予防につなげます。
6	産前・産後ヘルパー派遣事業の実施	心身の不調等がある妊婦または産婦の居宅において、家事や育児に関する援助を行うことにより、心身の安定と育児不安を解消し、負担の軽減を図ります。
7	産後ケア事業の実施	心身の不調等があり、家族等から育児支援が得られない母親や赤ちゃんへのケアを目的に、医療機関を日帰り利用する「産後デイサービス事業」、宿泊利用する「産後ショートステイ事業」による育児支援を通して、産後うつ及び虐待の予防を図ります。



No.	取り組み	取り組みの概要
8	新生児聴覚検査助成事業の実施	<p>新生児聴覚検査の費用を助成し、聴覚に障がいのある児童の早期発見・早期の療育支援につなぎます。</p> <p>母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付することで、検査の重要性について啓発します。</p> <p>また、里帰り出産などで県外の医療機関で受診を受ける方に対し、償還払いで対応するなど、柔軟な体制のもと実施します。</p>
9	乳幼児健康診査の実施	<p>乳幼児の健やかな成長のため、乳児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等を実施しています。発育・発達等育児に関する保護者の不安を軽減するため、健康診査のフォロー体制の充実に努めます。</p>
10	歯科保健指導の推進	<p>むし歯予防と歯科保健に対する意識づけのため、乳児期より歯科衛生士による歯科指導を行うとともに1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成を図ります。</p>
11	子どもはぐくみ医療助成事業の実施	<p>病気の早期発見と治療を促進することにより、子どもの健康の保持と増進を図るため、中学校修了までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。</p> <p>今後も、適正な助成を行い、子どもの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。</p>
12	未熟児養育医療助成事業の実施	<p>体重が 2,000 グラム以下、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合の医療費を助成しています。</p> <p>今後も、適正な助成を行い、乳児の健康保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。</p>
13	小児救急医療対策事業の実施	<p>休日夜間における小児の救急医療体制として、徳島県の東部医療圏域において診療をする仕組みを構築しています。</p> <p>今後も徳島県と協力しながら制度の維持に向けての取り組みを進め、市民に対する周知・啓発を実施します。</p>
14	予防接種事業の実施	<p>感染症の予防とまん延を防ぐため、予防接種法に基づき定期予防接種費用を助成しています。</p> <p>今後も接種体制の確保、正確な情報収集、迅速な対応に努めます。</p>
15	受動喫煙の防止	<p>受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、認定こども園、幼小中学校では敷地内完全禁煙を、市公共施設では敷地内禁煙、屋内禁煙を実施しています。</p> <p>また、妊産婦への禁煙指導や喫煙による健康被害、受動喫煙防止について情報提供を行います。</p>



No.	取り組み	取り組みの概要
16	不妊治療費助成事業の実施	医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を、徳島県の不妊治療費助成事業に上乗せして実施することで、不妊治療の経済的負担を軽減します。

子育て世代包括支援センター

- 鳴門市版ネウボラ -



ネウボラ内の様子



キッズスペース



(2) 子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	乳児家庭全戸訪問事業※ (おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
2	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談(親子ですくすく声かけ訪問事業)の推進	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
3	養育支援訪問事業※の推進	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通して、様々な原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
4	発達相談事業の充実 【再掲】	<p>医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がいと思われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。</p> <p>【子どもの発達支援事業・発達相談】</p> <p>子どもの発達支援及び保護者の育児支援のため専門家による個別相談を行うほか、保育所・認定こども園・幼稚園等関係機関と連携し、安心して就学できるよう継続的に支援を行います。</p> <p>【保育所等巡回相談】</p> <p>市内の保育所・認定こども園を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育児不安を抱える保護者や軽度の発達障がいと思われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。</p>
5	幼児教育支援センター事業(教育相談)の実施	子育てに悩んでいる小学校就学前(3～6歳)の保護者を対象に、幼児教育専門家(保育カウンセラー)による教育相談を定期的に実施することで、子育て支援の充実を図ります。
6	ブックスタート事業の実施	4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。また、図書館では、わらべ唄や手遊び、絵本の読み聞かせ等の年齢に合わせたお話し会を実施し、乳幼児期からの読書のきっかけ作りを行い、親子の絆を育みます。



(3) 食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	地場産品の活用と食育の推進	<p>幼稚園や保育所、認定こども園の給食など様々な機会をとらえ、地場産品の活用を行うとともに、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業(農業・漁業)の理解を深める教育に努めます。</p> <p>食物を大切に、「生命を大切に作る心」、「郷土を思う心」を育てるため、鳴門の特産を使った郷土食を献立に加えた「郷土の食育」を推進します。</p> <p>栄養教諭等や養護教諭、保育所栄養士等が、子どもの身近な給食を通じて、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣ができるよう、保護者への情報提供を行い、家庭での食育への関心の高揚を図ります。</p>
2	「食のネットワークづくり」による食育の推進	<p>健康増進や生活習慣病予防の観点から、乳幼児期より適正な生活習慣を身につけ、適正な食品を選ぶ力や、食事づくりができる力を育てる「食育」を推進するため、教育・福祉・保健の関係機関等が「食のネットワーク会議」を設置しています。</p> <p>親子での調理実習体験を通じて食育の大切さを知るということに重点をおいて、さらなる事業の推進を図ります。</p>
3	妊婦・乳幼児への栄養指導の推進	<p>妊婦の健康、胎児や乳幼児の健やかな発育のため、鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)及び乳幼児健康診査等で実施している栄養指導の充実に努めます。</p>
4	アレルギーがある子どもに対する支援の充実	<p>食物アレルギーがある子どもに対して、マニュアルに基づき各施設での給食に関する対策を行うほか、保護者や教育・保育従事者のアレルギーに関する知識を深め、アレルギーのある子どもの保護者の不安や負担の軽減に取り組みます。</p>



園での焼き芋



(4) 子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	遊びやスポーツ活動機会の充実	<p>運動遊びなどを通して子どもの心身の成長を促し、将来、豊かな人生を送るため、幼稚園や保育所、認定こども園といった教育・保育施設をはじめ、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、地元プロスポーツチーム等と連携し、幼児期から遊びやスポーツに触れる機会を創出します。</p> <p>また、まちづくりアドバイザー「木場克己」先生の「KOBA☆トレ」を保育所等で実施することにより、就学前の子どもたちの体力向上を図ります。</p>
2	様々な遊びや体験活動の推進	<p>子どものまちフェスティバルでの様々な子どもの体験活動、地域で行われている三世代交流の伝承遊び体験、自然を感じる野外活動など、子どもがのびのび遊ぶことができる活動をまちぐるみで推進していきます。</p>
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ [※] ）の推進 【再掲】	<p>保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。</p>
4	放課後子供教室の推進 【再掲】	<p>各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。</p>
5	総合型地域スポーツクラブ活動の促進 【再掲】	<p>地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。</p> <p>また、スポーツをする機会を十分提供できていない就学前の子どもに様々なスポーツ・運動に取り組む機会を提供し、幼児期におけるマルチスポーツを推進します。</p>
6	子どもの居場所づくり事業の推進 【再掲】	<p>子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じて安心して過ごせる居場所づくりを実施する団体に対し、事業の実施に要する経費の助成を行うことで、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を進めていきます。</p>



3. すべての子どもと家庭への支援

(1) 子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業※の推進 【再掲】	平成27年10月に鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児などに関する総合的な相談や支援を提供する「ワンストップ拠点」として包括的な利用者支援を行っています。
2	子育て支援に関する情報発信の強化 【再掲】	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、ソーシャルメディアのLINEを活用し、子育てに関する様々な施策や情報をわかりやすく、タイムリーに発信していきます。今後も多様な媒体を活用し、わかりやすい情報の周知や提供に努めていきます。
3	産前・産後ヘルパー派遣事業の実施 【再掲】	心身の不調等がある妊婦または産婦の居宅において、家事や育児に関する援助を行うことにより、心身の安定と育児不安を解消し、負担の軽減を図ります。
4	乳児家庭全戸訪問事業※(おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施 【再掲】	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
5	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談(親子ですくすく声かけ訪問事業)の推進【再掲】	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
6	養育支援訪問事業※の推進 【再掲】	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通して、様々な原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
7	切れ目のない子育て支援の充実 【再掲】	鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)を中心に、妊娠期から子どもの成長段階に応じた適切な支援ができるよう、関係機関や各種専門職と連携した体制の充実を図るとともに、職員一人ひとりの資質向上に努め、安心して子育てをすることができる環境整備に取り組めます。
8	幼児教育支援センター事業(教育相談)の実施 【再掲】	子育てに悩んでいる小学校就学前(3~6歳)の保護者を対象に、幼児教育専門家(保育カウンセラー)による教育相談を定期的実施することで、子育て支援の充実を図ります。



No.	取り組み	取り組みの概要
9	地域子育て支援拠点事業※の実施	保育所などに通っていない子どもやその保護者を対象に、保育施設や民間施設を利用して子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。
10	幼稚園開放事業の推進	就学前の乳幼児のいる家庭を対象に、地域における子育て支援の場として、すべての公立幼稚園を毎月1回程度開放することにより、園児と一緒に遊ぶとともに、保護者同士の出会いや交流、園長等への相談の機会を提供するなど、子育て支援を推進します。
11	パートナー保育園事業(わんぱく教室)の推進	在宅乳幼児のいる家庭や妊娠中の方を対象に保育所を開放し、保育所の子どもたちや保育士と遊んだり、保護者同士が交流したりするとともに、保育士が育児相談や情報提供活動を行い、地域における子育て支援を行っています。
12	病児・病後児保育事業※の実施 【再掲】	小学校6年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
13	子育て短期支援事業※の実施 【再掲】	保護者の疾病・事故・入院等で子どもを家庭で養育することが困難になった場合に短期入所生活援助(ショートステイ)、また夜間に保護者の就労等で子どもの養育が困難になった場合等に夜間養護(トワイライトステイ)を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
14	一時預かり事業※の充実 【再掲】	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業(幼稚園型)により、教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
15	ファミリー・サポート・センター事業※の推進 【再掲】	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組みます。
16	家庭児童相談の推進	家庭児童相談員が、子どもの養育、発達に関することや、学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、子どもや家庭に関する様々な問題についての相談を受け付け、関係機関と連携して、問題解決にあたります。



No.	取り組み	取り組みの概要
17	児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行います。
18	新生児聴覚検査助成事業の実施 【再掲】	新生児聴覚検査の費用を助成し、聴覚に障がいのある児童の早期発見・早期の療育支援につなぎます。 母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付することで、検査の重要性について啓発します。 また、里帰り出産などで県外の医療機関で受診を受ける方に対し、償還払いで対応するなど、柔軟な体制のもと実施します。
19	子どもはぐくみ医療助成事業の実施 【再掲】	病気の早期発見と治療を促進することにより、子どもの健康の保持と増進を図るため、中学校修了までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、子どもの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
20	未熟児養育医療助成事業の実施 【再掲】	体重が 2,000 グラム以下、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、乳児の健康保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
21	実費徴収に係る補足給付を行う事業※の実施	幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、保護者が実費として支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して、助成する事業です。今後、国の動向に応じ、適切に実施します。
22	施設型給付費・地域型保育給付費の支給	幼稚園・保育所・認定こども園や小規模保育事業などを利用する本市の子どもに対し、必要に応じた認定を行い、国・県・市がその費用を負担することで、保護者が安心して施設や事業を利用できる環境を整えます。
23	よりそい学習支援事業の推進	意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、学力や進学について不安を抱えている中学生を対象に、学習支援や様々な交流活動を実施し、子どもたちの学力向上に加え、社会性や自立心の素地を育成します。
24	子どもの居場所づくり事業の推進 【再掲】	子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じて安心して過ごせる居場所づくりを実施する団体に対し、事業の実施に要する経費の助成を行うことで、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を進めていきます。



(2) 子どもへの虐待を防止するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	産後ケア事業の実施 【再掲】	心身の不調等があり、家族等から育児支援が得られない母親や赤ちゃんへのケアを目的に、医療機関を日帰り利用する「産後デイサービス事業」、宿泊利用する「産後ショートステイ事業」による育児支援を通して、産後うつ及び虐待の予防を図ります。
2	乳児家庭全戸訪問事業※ (おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施 【再掲】	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
3	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談(親子ですくすく声かけ訪問事業)の推進【再掲】	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
4	養育支援訪問事業※の推進 【再掲】	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通して、様々な原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
5	女性子ども支援事業の推進	「配偶者暴力相談支援センター」の機能と「家庭児童相談室」の機能を兼ね備えた鳴門市女性子ども支援センター『ぱあとなー』は、家族の中の人権侵害、とりわけ女性への暴力の予防、また児童虐待などの早期発見と救済に努め、それぞれ専門の相談員が相談者に様々な支援を行っています。 今後も、近隣自治体と連携を深めつつ、DV(配偶者からの暴力)や児童虐待の救済と防止に向けた相談支援業務を行っていきます。
6	要保護児童対策地域協議会の事業の推進	子ども虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化しています。 鳴門市要保護児童対策地域協議会では、今後も専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報共有を図ることで、要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげていきます。
7	児童虐待防止に向けた周知啓発	児童虐待防止を訴えるオレンジリボン運動を推進するとともに、関係機関とも連携して、市民に向けて、通告義務があることも含めて児童虐待防止のためのキャンペーンや周知啓発に取り組みます。
8	社会的養護施策との連携	子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携や児童家庭支援センターの活用等のため、関係機関との連携を強化します。



(3) ひとり親家庭をサポートするための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、母子家庭や父子家庭の方が抱えている子育てや生活に関するいろいろな悩みを聞き、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。 また、個々の家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しを支援するなど、ひとり親家庭の経済的・精神的自立を支援します。
2	ひとり親家庭への生活支援の推進	母子家庭の母親が、生活上の問題のため児童の養育が十分できない場合に、母親と児童と一緒に生活できる母子生活支援施設への入所を支援します。 また、ひとり親家庭において、一時的に生活援助などが必要となった場合に、必要な生活援助や乳幼児・児童の保育などを行う「家庭生活支援員」の派遣が受けられる事業や子どもたちの相談相手、遊び相手となる「ホームフレンド」の派遣を受けられる事業も紹介するなどサポートに努めます。
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の入院・通院時と、その児童を扶養している方の入院時の医療費の助成を行い、ひとり親家庭の保健と福祉向上を図ります。
4	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当の支給を行います。
5	自立支援給付事業の推進	ひとり親家庭の母または父が、指定された教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 また、ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関(通信教育を含む)で修業する場合に、職業訓練給付金を支給するとともに、修了支援給付金を修了時に支給するなど、ひとり親家庭の自立と経済的負担を支援します。
6	各種資金の貸付	ひとり親家庭が、安定した生活を送るために資金が必要な際には、母子・父子福祉資金貸付金による各種貸付を行い、経済的に支援することにより生活の安定を図ります。
7	入所等の優先	ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。



(4) きめ細かな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	生活支援の充実	在宅の障がい児の地域での生活を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付事業など地域生活支援を行い、本人や家族へのサポートの充実を図ります。
2	特別児童扶養手当の支給	日常生活において、その負担の軽減を図ることを目的に、児童福祉施設等(保育所や通園施設などを除く)を利用していない、常に介護を必要とする20歳未満の子どもを療育している方に、県と連携を図りながら特別児童扶養手当が支給されるよう支援します。
3	障害児福祉手当の支給	障がいのある子どもやその家族の経済的負担の軽減、生活支援のため、身体または精神に重度の障がいがあり、常に介護を必要とする20歳未満の方に対し、障害児福祉手当を支給します。
4	重度心身障害者医療費助成事業の実施	心身に一定の障がいのある子どもやその家族の経済的負担を軽減するため、重度心身障がい児(者)の医療費自己負担分の助成を行います。
5	自立支援医療制度(育成医療)の実施	身体に障がいや疾患があり、手術等により確実な治療効果が得られる18歳未満の子どもに対し、手術にかかる医療費の助成を行います。
6	特別支援教育・保育事業の推進 【再掲】	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。 また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。
7	養育支援訪問事業※の推進 【再掲】	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通して、様々な原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
8	アレルギーがある子どもに対する支援の充実 【再掲】	食物アレルギーがある子どもに対して、マニュアルに基づき各施設での給食に関する対策を行うほか、保護者や教育・保育従事者のアレルギーに関する知識を深め、アレルギーのある子どもの保護者の不安や負担の軽減に取り組みます。
9	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児支援のために、保健・医療・福祉・教育分野等関係機関の連携体制を構築します。



No.	取り組み	取り組みの概要
10	発達相談事業の充実 【再掲】	<p>医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がいと思われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。</p> <p>【子どもの発達支援事業・発達相談】</p> <p>子どもの発達支援及び保護者の育児支援のため専門家による個別相談を行うほか、保育所・認定こども園・幼稚園等関係機関と連携し、安心して就学できるよう継続的に支援を行います。</p> <p>【保育所等巡回相談】</p> <p>市内の保育所・認定こども園を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育児不安を抱える保護者や軽度の発達障がいと思われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。</p>



4. まちぐるみの子育て支援

(1) 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化	<p>今後も鳴門教育大学と一層の連携を図り、本市の教育や保育の質をさらに向上させるとともに、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、教育・保育の現場に教育実習生を積極的に受け入れ、次代の教諭や保育士の育成を支援します。</p>
2	異年齢・多世代交流の推進	<p>地域における世代間交流や異年齢児交流、地域の子育て家庭への育児講座等を実施するなど、世代間交流を通じた融和を促進するとともに、介護予防等の保健福祉の増進に寄与するため、高齢者と子育て世代、高齢者と子どもが世代を超えて互いに学びあい、相談できる交流の場を提供します。</p>
3	国内・国際交流による子どもの育ちの支援	<p>本市における国内外の交流として、国外では、ドイツ連邦共和国リュネブルク市と姉妹都市盟約、中華人民共和国青島(チンタオ)市と友好交流意向書を締結、国内では群馬県桐生市と親善都市盟約、福島県会津若松市、沖縄県上野村と親善交流意向書を締結しています。</p> <p>また『第九』アジア初演の地であることから、幼児期から『第九』に親しむなど、国際・国内交流を身近なものと感じてもらえるよう、より多くの子どもたちが参加できる交流の機会を提供し、相互理解と国際感覚を養うよう努めます。</p>
4	子どものまちの推進	<p>「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、市民みんなが「子どものまちづくり」について考え、大人と子どもが語り合う機会を設けるために、子どものまちフェスティバルや各種講座などを開催し、「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりを推進します。</p> <p>今後も、子ども関係グループ・団体や関係機関で組織される「鳴門市子どものまちづくり推進協議会」の活動を支援し、子育て支援のネットワークを強化していきます。</p> <p>また、子育て世代のOBをはじめとする多様な主体が子ども・子育て支援に参画できる環境づくりに努めていきます。</p>
5	様々な遊びや体験活動の推進 【再掲】	<p>子どものまちフェスティバルでの様々な子どもの体験活動、地域で行われている三世代交流の伝承遊び体験、自然を感じる野外活動など、子どもがのびのび遊ぶことができる活動をまちぐるみで推進していきます。</p>
6	ファミリー・サポート・センター事業*の推進 【再掲】	<p>子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。</p> <p>今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組みます。</p>



No.	取り組み	取り組みの概要
7	子どものまちフェスティバルの開催	<p>鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催しています。</p> <p>今後も関係機関・団体と連携し体験活動の充実を図るとともに、幅広く広報を行い、参加者の増加を図ります。</p>
8	地域子育て支援拠点事業※の実施 【再掲】	<p>保育所などに通っていない子どもやその保護者を対象に、保育施設や民間施設を利用して子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。</p>
9	新・放課後子ども総合プランの推進 【再掲】	<p>国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に努めます。</p>
10	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ※)の推進 【再掲】	<p>保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。</p>
11	放課後子供教室の推進 【再掲】	<p>各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。</p>
12	総合型地域スポーツクラブ活動の促進 【再掲】	<p>地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。</p> <p>また、スポーツをする機会を十分提供できていない就学前の子どもに様々なスポーツ・運動に取り組む機会を提供し、幼児期におけるマルチスポーツを推進します。</p>
13	ブックスタート事業の実施 【再掲】	<p>4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。また、図書館では、わらべ唄や手遊び、絵本の読み聞かせ等の年齢に合わせたお話し会を実施し、乳幼児期からの読書のきっかけづくりを行い、親子の絆を育みます。</p>



(2) 子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	病児・病後児保育事業※ の実施 【再掲】	小学校6年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
2	一時預かり事業※の充実 【再掲】	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを、保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業(幼稚園型)により、教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
3	延長保育※・休日保育事業の実施 【再掲】	多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所や認定こども園と連携を図りながら、育児と就労の両面支援を図るために、休日の保育や需要の高い平日の保育時間の延長を実施します。
4	子育て短期支援事業※ の実施 【再掲】	保護者の疾病・事故・入院等で子どもを家庭で養育することが困難になった場合に短期入所生活援助(ショートステイ)、また夜間に保護者の就労等で子どもの養育が困難になった場合等に夜間養護(トワイライトステイ)を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
5	ファミリー・サポート・センター事業※の推進 【再掲】	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組めます。
6	特別支援教育・保育事業の推進 【再掲】	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組めます。 また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。
7	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ※)の推進 【再掲】	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。



No.	取り組み	取り組みの概要
8	男女共同参画事業の推進	学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで、男女共同参画社会を形成します。
9	事業主への啓発	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要です。 国・県の取り組みと連携し、また、商工会議所・商工会と協調しながら事業主への啓発活動を行い、仕事と子育ての両立を推進するための社会づくりに向けた取り組みの促進を図ります。
10	男性の育児参加の支援	「マタニティ教室」での妊婦体験や保健指導を通して、父親等家族全体で育児に取り組めるよう働きかけを行います。



親子ヘルシークッキング教室



おやこの食育教室



5. 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 親子にやさしい環境を整えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	子どもの遊び場の整備	子どもやその家族が、身近に遊ぶことができる場所として、既存施設の安全対策の強化及び更新など、公園整備に努めるとともに、除草・清掃、緑化などについては、地域の協力を得ながら市民協働による維持管理に努めます。
2	公共の場所等における子育て世帯にやさしい施設の整備	乳幼児を連れて外出する方が、オムツ換えや授乳時に困ることがないように、公共施設等において現在の施設の状況に応じて、ベビーベッドやトイレ等の整備及びバリアフリー化を推進するとともに、清潔で安心して使用できるよう適切な維持管理に努めます。
3	防犯灯・街路灯等の整備	子どもたちが、夜間に車の通行や犯罪から身の危険を感じることなく、安全かつ安心して施設を利用でき、道路を通行できるよう、今後も継続して関係機関との協議を行うとともに、地域の理解と協力を得ながら、防犯灯や街路灯等の設置及び維持管理を行います。
4	道路環境の整備	関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良に努め、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して通行できるよう歩道を含めた道路整備と維持管理に努めます。
5	公共の場所における放置自転車対策の推進	放置自転車は、歩道を占拠するなど、妊産婦やベビーカーを使用する子ども連れの保護者等の通行に支障をきたす可能性があることから、放置自転車を発見した場合は速やかに警察への照会を行い、警告・撤去等で放置状態を解消します。
6	交通環境の整備	道路環境に応じて、反射鏡・防護柵・区画線など交通安全施設の整備を図るとともに、道路の整備状況や交通実態に応じて関係機関と調整し、交通環境のよりよい整備に努めます。
7	効果的な交通規制の実施	道路の整備状況や交通の実態を考慮し、通行する歩行者・車両がともに安全かつスムーズに利用できるよう検討し、地元警察署と連携を図りながら効果的な交通規制の実施を促進します。
8	教育・保育施設の整備	子どもの安全・安心を確保するため、公立施設における施設、設備、遊具等の安全対策を計画的に進めます。
9	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ※)の推進 【再掲】	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。



No.	取り組み	取り組みの概要
10	放課後子供教室の推進 【再掲】	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
11	マタニティマーク普及・啓発 【再掲】	<p>妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布しています。また、身体障がい者の駐車場とあわせて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。</p> <p>マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解を深めます。</p>
12	受動喫煙の防止 【再掲】	<p>受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、認定こども園、幼小中学校では敷地内完全禁煙を、市公共施設では敷地内禁煙、屋内禁煙を実施しています。</p> <p>また、妊産婦への禁煙指導や喫煙による健康被害、受動喫煙防止について情報提供を行います。</p>



(2) 子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	危機管理体制の整備	<p>「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、本市の幼児・児童及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。</p> <p>また、保育所・認定こども園・放課後児童クラブについても危機管理マニュアルを適宜見直しながら、地震や津波などの災害発生時に、迅速かつ円滑な安全確保と避難が行えるよう危機管理体制の整備を図ります。</p>
2	避難訓練の実施	<p>すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブでは、年間計画を立て、定期的に避難訓練を実施することにより、子どもや職員の危機意識を醸成するとともに、迅速かつ円滑な避難行動ができるよう取り組みます。さらに、保護者や自主防災会、地区自治振興会、消防分団など関係機関との連携のもと、合同訓練の実施や危険箇所等の確認と改善に向けた対策の検討をともに行います。</p>
3	防災教育の実施	<p>子どもたちが災害から身を守るための心構えや知識を身につけ、自らの安全を確保するための判断力や行動力を養えるよう、すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいて、避難訓練や様々な機会を通じて、防災教育を継続的に実施します。</p> <p>また、平常時と災害時を区別せず、普段の生活をしながら災害に備えるという考え方である「フェーズフリー」について、子どもたちへの啓発を行います。</p>
4	保護者との連絡体制の整備	<p>すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブでは、災害時における子どもの安全確認方法、通信手段が断絶した場合の情報伝達の方法等の周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などが迅速かつ確実にできるように体制整備を図ります。</p>
5	地域ぐるみの防犯活動の推進	<p>保育所では、定期的に不審者対応の避難訓練を行い、幼稚園では誘拐防止教室を行うなど、警察署や鳴門市防犯協会と連携を密にして、防犯対策を推進します。</p> <p>また、地域住民による子どもの見守りパトロールや青色防犯パトロール活動、子ども110番の家など、地域ぐるみで不審者等から子どもの安全を守る取り組みを推進します。</p>
6	新入園児・児童への黄色い帽子の贈呈	<p>子どもを交通事故から守るため、運転者から視認性に優れた黄色い帽子を市内の新入園児・新入学児童すべてに贈呈しています。黄色い帽子をきっかけとして、子どもには交通安全の大切さ、大人には、交通弱者である子どもへの思いやり運転を啓発します。</p>



No.	取り組み	取り組みの概要
7	交通安全教育の推進	<p>幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における基本的な交通のきまりを理解すること、それを守り、安全に行動できる習慣を身につけさせることを目標とします。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園においては、家庭や警察、関係機関と連携を図りながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。</p>
8	交通安全運動の推進	<p>鳴門市交通安全協会をはじめとする地域の各種団体と連携して、子どもを交通事故から守るため、各季の交通安全運動を積極的に推進して、市民の交通安全意識を高めます。</p> <p>特に、「春・秋の交通安全運動」においては、「人の波2,000m作戦」を展開し、歩道上からドライバーに、無謀運転防止やチャイルドシート着用など交通安全を呼びかけます。</p>



黄色い帽子の贈呈



第5章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育の提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の区域については、全市1区域とします。

1区域とする理由（メリット）など

- 効率的（利用者が多い地域優先）な事業展開より、効果的（地域をまたいで利用者を考える）な事業展開が可能となる
- 急なニーズ・環境変化に対して迅速な対応が可能となる
- ニーズ量の少ない区域に対して、隣接地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できる
- 施設整備（認定こども園への移行等）支援について、子どもや保護者のニーズに応じた柔軟な対応が可能となる（他地域からの流入人口も考慮できる）

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記のとおりとします。

No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全市1区域
2	延長保育事業	全市1区域
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域設定なし
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5	放課後児童クラブ	小学校区
6	子育て短期支援事業	全市1区域
7	乳児家庭全戸訪問事業	全市1区域

No.	事業の名称	区域設定
8	養育支援訪問事業	全市1区域
9	地域子育て支援拠点事業	全市1区域
10	一時預かり事業	全市1区域
11	病児・病後児保育事業	全市1区域
12	ファミリー・サポート・センター事業	全市1区域
13	妊婦健康診査	全市1区域



■地域子ども・子育て支援事業の内容について

No.	事業の名称	事業の内容
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するもの。 鳴門市では、鳴門市子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置し、対応。
2	延長保育事業	保育所において保育標準時間利用児に11時間、保育短時間利用児に8時間を超えて保育を行うこと。
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、保護者が実費として支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して、助成する事業。
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討するもの。
5	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
6	子育て短期支援事業 短期入所生活援助 (ショートステイ)	18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで児童の養育が困難になった場合、原則7日以内利用できる。 鳴門市の方は徳島赤十字乳児院、鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園が利用可能。
	子育て短期支援事業 夜間養護 (トワイライトステイ)	18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が就労等で夜間不在になり、児童の養育が困難になった場合、利用できる。 鳴門市の方は鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園が利用可能。
7	乳児家庭全戸訪問事業 (おめでとう赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、「育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う」、「親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる」というもの。



No.	事業の名称	事業の内容
8	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るもの。
9	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育施設、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するもの。 また、NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上させるもの。
10	一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を保育所において保育するための事業。 保護者のリフレッシュ等の理由で保育所や幼稚園に通っていない小学校入学前の児童が平日週3日まで(緊急の場合は14日連続利用可)利用できる。
	幼稚園型	幼稚園を利用している児童を対象に、教育標準時間(4時間程度)終了後に幼稚園において保育を行う事業。
11	病児・病後児保育事業	小学6年生までの児童が、「病気で学校等へ行けないけれど、家庭で看る人がいない」といった場合、病院で診察を受けたうえで、月曜日から土曜日の8時30分から18時まで利用することができる。 鳴門市では「木のおうち」(小川病院内)で実施。
12	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助ができる方(提供会員)が会員となり運営されている。 対象は0歳から小学6年生までの児童。 鳴門市では病気の児童の利用はできない。
13	妊婦健康診査	母子保健法に基づく妊婦健康診査を、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、確実な実施を図るもの。 鳴門市では現在妊娠初期から分娩まで、14回分の受診票を交付している(母子健康保健課長通知で示されている望ましい回数は14回程度)。



3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

単位（人）

	平成30年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	令和3年度 （見込み）	令和4年度 （見込み）	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）
幼稚園等利用者	823	660	595	577	557	568
1号(3歳以上)	823	660	595	577	557	568
2号(3歳以上)	0	0	0	0	0	0
保育所等利用者	989	1,053	1,029	992	960	944
3号(0歳)	135	166	161	156	149	144
3号(1・2歳)	496	482	504	483	470	452
2号(3歳以上)	358	405	364	353	341	348
合計	1,812	1,713	1,624	1,569	1,517	1,512

■教育・保育の量の見込み【再掲】

単位（人）

	平成30年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	令和3年度 （見込み）	令和4年度 （見込み）	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）
1号(3歳以上)	823	660	595	577	557	568
2号(3歳以上)	358	405	364	353	341	348
幼稚園等利用	0	0	0	0	0	0
保育所等利用	358	405	364	353	341	348
3号(0～2歳)	631	648	665	639	619	596
保育所等利用(0歳)	135	166	161	156	149	144
保育所等利用(1・2歳)	496	482	504	483	470	452
合計	1,812	1,713	1,624	1,569	1,517	1,512



(2) 教育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制における方針

- 教育については、平成 31 年4月現在、公立幼稚園 12 か所、私立幼稚園1か所、私立認定こども園 3か所で実施しており、平成 30 年度実績は、823 人となっています。
- 4、5歳児の教育に対するニーズ調査の算出結果から、現在の供給体制で需要見込み量が確保されているため、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。
- 3歳児の教育に対するニーズについても、満3歳からの子どもの受け入れを行っている私立幼稚園及び認定こども園の利用定員が量の見込みをすでに上回っているため、現在の供給体制を維持していきます。

■教育

単位（人）

鳴門市	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳		
①需要の見込み (必要利用定員総数)	660	0	660	595	0	595	577	0	577
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	713	0	713	624	0	624	633	0	633
②-①(需給の差)	53	0	53	29	0	29	56	0	56

鳴門市	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)	557	0	557	568	0	568
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	615	0	615	629	0	629
②-①(需給の差)	58	0	58	61	0	61



(3) 保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制における方針

- 保育については、平成31年4月現在、公立保育所3か所、私立保育所11か所、私立認定こども園3か所を実施しており、平成30年度実績は、989人となっています。
- 今後も就学前児童数の減少が続くと予想される一方で、保育については、利用ニーズの低年齢化が進んでおり、平成29年度の年度途中では、初めて待機児童が発生しました。年度途中において、保護者が産前産後休暇・育児休業明けの保育を希望する場合にも、円滑に保育施設等を利用できるよう、定員数を超える受け入れ(弾力運用)を行っている保育所、認定こども園と、実情に応じた認可定員及び利用定員の設定について協議を行うなど、安定した供給体制の確保に努めます。

■保育

単位(人)

鳴門市	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
①需要の見込み (必要利用定員総数)	405	166	482	1,053	364	161	504	1,029	353	156	483	992	
②供給体制	保育所・ 認定こども園	378	135	482	995	365	161	504	1,030	356	156	483	995
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①(需給の差)	▲27	▲31	0	▲58	1	0	0	1	3	0	0	3	

鳴門市	令和5年度				令和6年度				
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
①需要の見込み (必要利用定員総数)	341	149	470	960	348	144	452	944	
②供給体制	保育所・ 認定こども園	356	156	483	995	356	156	483	995
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①(需給の差)	15	7	13	35	8	12	31	51	



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	平成30年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)
利用者支援事業(か所)	1	1	1	1	1	1
延長保育事業(人)	316	355	339	327	316	314
放課後児童クラブ(人)	657	746	750	742	713	662
1年生	221	225	222	216	202	165
2年生	191	210	208	205	197	188
3年生	150	165	169	171	168	162
低学年	562	600	599	592	567	515
4年生	62	81	86	86	80	80
5年生	24	41	36	40	40	40
6年生	9	24	29	24	26	27
高学年	95	146	151	150	146	147
子育て短期支援事業 〔ショートステイ〕(人日/年)	121	102	97	94	91	90
乳児家庭全戸訪問事業(人)	297	275	267	258	249	240
養育支援訪問事業(人)	58	55	53	51	49	48
地域子育て支援拠点事業 (組回/月)	829	772	787	757	733	707
一時預かり事業(人日/年)	100,518	88,003	79,968	77,496	74,823	76,037
幼稚園の預かり〔1号〕	96,607	84,315	76,011	73,712	71,157	72,562
その他の一時預かり	3,911	3,688	3,957	3,784	3,666	3,475
保育所〔2・3号〕	3,698	3,393	3,675	3,512	3,402	3,214
トワイライトステイ	41	69	66	64	62	61
ファミリー・サポート・ センター〔未就学児〕	172	226	216	208	202	200
病児・病後児保育事業 (人日/年)	412	381	364	352	341	338
ファミリー・サポート・センター事 業〔就学児のみ〕(人日/年)	97	54	54	51	48	45
妊婦健康診査(人)	304	312	303	293	282	272

※放課後児童クラブの小学校区別詳細は次頁



■放課後児童クラブの量の見込み〔小学校区ごと〕

単位（人）

		平成31年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	令和3年度 （見込み）	令和4年度 （見込み）	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）
撫養小	低学年	69	69	64	59	55	45
	高学年	0	14	15	14	14	14
林崎小	低学年	83	91	88	83	69	59
	高学年	13	13	17	13	14	14
黒崎小	低学年	39	36	35	31	28	28
	高学年	9	13	10	11	11	9
桑島小	低学年	53	57	62	65	62	67
	高学年	14	17	20	23	24	26
第一小	低学年	85	106	110	112	116	114
	高学年	0	25	26	26	25	26
里浦小	低学年	26	25	27	29	28	20
	高学年	3	2	3	1	1	2
鳴門東小	低学年	3	4	7	17	21	21
	高学年	9	6	3	1	2	4
鳴門西小	低学年	48	43	51	54	59	55
	高学年	0	13	12	12	12	13
明神小	低学年	35	39	34	39	32	24
	高学年	7	6	10	7	9	7
大津西小	低学年	39	27	19	10	11	10
	高学年	13	12	10	12	6	5
堀江北小	低学年	32	35	40	33	30	25
	高学年	9	9	6	9	9	10
堀江南小	低学年	—	15	15	15	14	13
	高学年	—	4	4	4	4	4
板東小	低学年	52	53	47	45	42	34
	高学年	12	12	15	17	15	13
合計 （全市）	低学年	564	600	599	592	567	515
	高学年	89	146	151	150	146	147

※実績は平成31年4月時点



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び その実施時期

①利用者支援事業

提供体制における方針

- 利用者支援事業については、平成 27 年 10 月に鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）を開設し、包括的な利用者支援を行っています。
- 今後も、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児などに関する総合的な相談や支援を提供する「ワンストップ拠点」として、市民が相談・利用しやすい事業の実施を行います。

■利用者支援事業

単位（か所）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1	1	1	1	1
②供給体制	1	1	1	1	1
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

②延長保育事業

提供体制における方針

- 延長保育事業については、平成 31 年 4 月現在、公立保育所 2 か所、私立保育所 11 か所、私立認定こども園 3 か所で実施しており、ニーズ調査の算出結果から、現在の供給体制で需要見込み量が確保されているため、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。
（※平成 30 年度実績 316 人）

■延長保育事業

単位（人）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	355	339	327	316	314
②供給体制	995	995	995	995	995
②－①（需給の差）	640	656	668	679	681



③放課後児童クラブ

提供体制における方針

- 放課後児童クラブは、平成31年4月現在、堀江南小学校区を除く12の小學校区において、小学校や公民館等で実施しています。
- 新たな利用定員(概ね40人以下)を超えるクラブに関しては、当面の間、現在の利用定員(70人上限)で経過をみながらも、実際のニーズや利用環境に応じて、分割、増設等を検討し、適切な供給体制を確保することで対応します。

■放課後児童クラブ〔小學校区ごと〕

単位(人)

撫養小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	28	22	28	22	14
	2年生	30	21	16	21	16
	3年生	11	21	15	12	15
	4年生	8	9	8	8	8
	5年生	4	3	4	4	4
	6年生	2	3	2	2	2
②供給体制	1年生	28	22	28	22	14
	2年生	30	21	16	21	16
	3年生	11	21	15	12	15
	4年生	0	0	8	8	8
	5年生	0	0	4	4	4
	6年生	0	0	2	2	2
②-①(需給の差)	全学年	▲14	▲15	0	0	0

林崎小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	35	35	24	20	23
	2年生	26	32	32	22	18
	3年生	30	21	27	27	18
	4年生	5	8	6	7	7
	5年生	6	3	4	3	4
	6年生	2	6	3	4	3
②供給体制	1年生	35	35	24	20	23
	2年生	26	32	32	22	18
	3年生	30	21	27	27	18
	4年生	5	8	6	7	7
	5年生	6	3	4	3	4
	6年生	2	6	3	4	3
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0



黒崎小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	13	9	10	10	9
	2年生	14	13	9	10	10
	3年生	9	13	12	8	9
	4年生	10	6	8	7	5
	5年生	2	3	2	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②供給体制	1年生	13	9	10	10	9
	2年生	14	13	9	10	10
	3年生	9	13	12	8	9
	4年生	10	6	8	7	5
	5年生	2	3	2	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0

桑島小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	21	22	23	18	27
	2年生	20	21	22	23	18
	3年生	16	19	20	21	22
	4年生	11	11	13	13	14
	5年生	4	6	6	7	7
	6年生	2	3	4	4	5
②供給体制	1年生	21	22	23	18	27
	2年生	20	21	22	23	18
	3年生	16	19	20	21	22
	4年生	11	11	13	13	14
	5年生	4	6	6	7	7
	6年生	2	3	4	4	5
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0

第一小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	42	38	35	47	34
	2年生	34	45	41	37	50
	3年生	30	27	36	32	30
	4年生	14	15	15	14	14
	5年生	7	6	7	7	7
	6年生	4	5	4	4	5
②供給体制	1年生	42	38	35	47	34
	2年生	34	45	41	37	50
	3年生	30	27	36	32	30
	4年生	14	15	15	14	14
	5年生	0	0	7	7	7
	6年生	0	0	4	4	5
②-①(需給の差)	全学年	▲11	▲11	0	0	0



里浦小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	9	12	11	9	4
	2年生	8	8	11	10	8
	3年生	8	7	7	9	8
	4年生	1	2	1	1	2
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	1	0	0	0
②供給体制	1年生	9	12	11	9	4
	2年生	8	8	11	10	8
	3年生	8	7	7	9	8
	4年生	1	2	1	1	2
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	1	0	0	0
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0

鳴門東小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	2	5	10	7	5
	2年生	0	2	5	10	7
	3年生	2	0	2	4	9
	4年生	1	1	0	1	3
	5年生	2	0	1	0	1
	6年生	3	2	0	1	0
②供給体制	1年生	2	5	10	7	5
	2年生	0	2	5	10	7
	3年生	2	0	2	4	9
	4年生	1	1	0	1	3
	5年生	2	0	1	0	1
	6年生	3	2	0	1	0
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0

鳴門西小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	17	25	21	24	20
	2年生	15	15	22	18	21
	3年生	11	11	11	17	14
	4年生	7	7	7	7	7
	5年生	4	3	3	3	4
	6年生	2	2	2	2	2
②供給体制	1年生	17	25	21	24	20
	2年生	15	15	22	18	21
	3年生	11	11	11	17	14
	4年生	0	0	7	7	7
	5年生	0	0	3	3	4
	6年生	0	0	2	2	2
②-①(需給の差)	全学年	▲13	▲12	0	0	0



明神小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	17	13	16	10	5
	2年生	9	15	12	14	9
	3年生	13	6	11	8	10
	4年生	4	7	3	6	4
	5年生	2	2	3	1	2
	6年生	0	1	1	2	1
②供給体制	1年生	17	13	16	10	5
	2年生	9	15	12	14	9
	3年生	13	6	11	8	10
	4年生	4	7	3	6	4
	5年生	2	2	3	1	2
	6年生	0	1	1	2	1
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0

大津西小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	4	4	4	5	3
	2年生	15	3	3	3	4
	3年生	8	12	3	3	3
	4年生	7	5	8	2	2
	5年生	4	3	2	3	1
	6年生	1	2	2	1	2
②供給体制	1年生	4	4	4	5	3
	2年生	15	3	3	3	4
	3年生	8	12	3	3	3
	4年生	7	5	8	2	2
	5年生	4	3	2	3	1
	6年生	1	2	2	1	2
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0

堀江北小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	15	14	10	11	8
	2年生	15	14	13	9	10
	3年生	5	12	10	10	7
	4年生	4	2	5	4	4
	5年生	2	3	2	4	3
	6年生	3	1	2	1	3
②供給体制	1年生	15	14	10	11	8
	2年生	15	14	13	9	10
	3年生	5	12	10	10	7
	4年生	4	2	5	4	4
	5年生	2	3	2	4	3
	6年生	3	1	2	1	3
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0



堀江南小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	5	6	6	5	4
	2年生	6	5	5	5	5
	3年生	4	4	4	4	4
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1

※児童館で対応を図ります。

板東小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	1年生	17	17	18	14	9
	2年生	18	14	14	15	12
	3年生	18	16	13	13	13
	4年生	7	11	10	8	8
	5年生	2	3	5	4	3
	6年生	3	1	2	3	2
②供給体制	1年生	17	17	18	14	9
	2年生	18	14	14	15	12
	3年生	18	16	13	13	13
	4年生	7	11	10	8	8
	5年生	2	3	5	4	3
	6年生	3	1	2	3	2
②-①(需給の差)	全学年	0	0	0	0	0



④子育て短期支援事業（ショートステイ）

提供体制における方針

- 子育て短期支援事業については、平成31年4月現在、「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」を市内外5か所の施設で実施しています。(※平成30年度実績121人日/年)
- 引き続き、現在の供給体制を維持、継続し、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■子育て短期支援事業

単位（人日/年）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	102	97	94	91	90
②供給体制	102	97	94	91	90
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

提供体制における方針

- 乳児家庭全戸訪問事業については、平成31年4月現在、1か所で実施しています。(※平成30年度実績297人)
- 引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	275	267	258	249	240
②供給体制	275	267	258	249	240
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

⑥養育支援訪問事業

提供体制における方針

- 養育支援訪問事業については、市保健担当課において保健師等による訪問事業として実施しています。(※平成30年度実績58人)
- 今後も引き続き、関係各課が連携し、情報を共有することで、支援が必要な保護者のサポートに努めていきます。

■養育支援訪問事業

単位（人）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	55	53	51	49	48
②供給体制	55	53	51	49	48
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0



⑦地域子育て支援拠点事業

提供体制における方針

- 地域子育て支援拠点事業については、平成 31 年4月現在、市内6か所で実施しています。
(※平成 30 年度実績 829 組回／月)
- 今後も、育児相談や情報提供、子育て親子の交流の場の提供など、地域において安心して子育てができるよう事業の充実や周知を図り、引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■地域子育て支援拠点事業

単位（組回／月）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	772	787	757	733	707
②供給体制	772 (6 か所)	787 (6 か所)	757 (6 か所)	733 (6 か所)	707 (6 か所)
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0



⑧一時預かり事業

提供体制における方針

- 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業については、平成 31 年4月現在、公立 11 か所、私立1か所の幼稚園及び私立認定こども園3か所で実施しています。
- 幼稚園における一時預かり事業の平成 30 年度実績は、96,607 人日／年となっています。引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。
- その他の一時預かり事業については、保育所の一時的預かりが4か所、トワイライトステイが市内外4か所、ファミリー・サポート・センターが1か所で実施しています。
- その他の一時預かり事業の平成 30 年度実績は、3,911 人日／年となっています。引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■一時預かり事業

単位（人日／年）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	88,003	79,968	77,496	74,823	76,037
幼稚園〔1号〕	84,315	76,011	73,712	71,157	72,562
その他の一時預かり	3,688	3,957	3,784	3,666	3,475
保育所〔2・3号〕	3,393	3,675	3,512	3,402	3,214
トワイライトステイ	69	66	64	62	61
ファミリー・サポート・センター〔未就学児〕	226	216	208	202	200
②供給体制	88,003	79,968	77,496	74,823	76,037
幼稚園〔1号〕	84,315	76,011	73,712	71,157	72,562
その他の一時預かり	3,688	3,957	3,784	3,666	3,475
保育所〔2・3号〕	3,393	3,675	3,512	3,402	3,214
トワイライトステイ	69	66	64	62	61
ファミリー・サポート・センター〔未就学児〕	226	216	208	202	200
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0



⑨病児・病後児保育事業

提供体制における方針

○病児・病後児保育事業については、子ども健康支援一時預かり事業として、1か所で実施しています。(※平成30年度実績412人日/年)

○病児・病後児保育事業については、平成28年度に受入施設の移転に伴い、受け入れ体制の拡充を図りました。

【平成27年度まで】

小学3年生までの児童を対象に、月曜日から金曜日(8時30分～17時)、1日3人まで受け入れ

【平成28年度から】

小学6年生までの児童を対象に、月曜日から土曜日(8時30分～18時)、1日3人まで受け入れ

○病児・病後児保育事業の利用ニーズは潜在ニーズも含め増加しているため、引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■病児・病後児保育事業

単位(人日/年)

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	381	364	352	341	338
②供給体制	900	900	900	900	900
②-①(需給の差)	519	536	548	559	562

⑩ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

提供体制における方針

○ファミリー・サポート・センター事業については、平成31年4月現在、1か所で実施しています。

(※平成30年度実績97人日/年)

○引き続き需要見込みに対する供給体制を確保するとともに、事業については周知・広報を行うことで、保護者への利便性の向上につなげます。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人日/年)

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	54	54	51	48	45
②供給体制	54	54	51	48	45
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

※ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)については、⑧一時預かり事業に記載



⑪妊婦健康診査

提供体制における方針

- 妊婦健康診査については、子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）において母子健康手帳交付時に受診票を配布、母子保健コーディネーターが健診の重要性について説明を実施することで、受診率の向上につなげています。（※平成30年度実績304人）
- 引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■妊婦健康診査

単位（人）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	312	303	293	282	272
②供給体制	312	303	293	282	272
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

(3) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備方針等

平成26年7月、国において共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成する観点から「放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等が進められてきましたが、平成30年9月、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市においても、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童の安全・安心な居場所の確保を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等に取り組みます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブは、堀江南小学校区を除く12の小学校区に設置されています。（※堀江南小学校区は、児童館で対応）

詳しい年度ごとの小学校区別の需要見込みと供給体制については、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」（本計画71ページ～75ページ）に記載しています。

■市全体の需要見込みと供給体制

単位（人）

鳴門市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要の見込み	746	750	742	713	662
②供給体制	689	693	723	695	645
②－①（需給の差）	▲57	▲57	▲19	▲18	▲17

※需給の差は、堀江南小学校区（児童館にて対応）分を含む。



②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

令和元年度現在、放課後子供教室8教室のうち、一体型が6教室、連携型が1教室、連携をしていない教室が1教室です。令和6年度に向けて、引き続き放課後児童クラブと連携していくなかで、一体型での実施拡充並びに放課後子供教室のさらなる整備に努めます。

③放課後子供教室の令和6年度までの整備計画

放課後子供教室の整備については、希望する小学校区の調査・把握に努め、全小学校区において整備することをめざします。また、指導者等の人材確保についても、外部団体などの協力を得ながら進めます。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保に努めるとともに、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日等を検討・協議することで、相互の活動内容の向上を図ります。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

令和元年度現在、放課後児童クラブ8クラブ、放課後子供教室6教室が小学校の教室を活用し、事業を実施しています。今後、放課後子供教室の拡充を含めた余裕教室の活用については、各学校や保護者等と綿密な協議を行い、保護者のニーズや地域の実情に合わせた対応を行うものとし、ます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と市長部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施にあたり、各関係者からなる運営委員会を設置し、現場の状況や課題について定期的な情報共有に努めています。今後も、教育委員会と健康福祉部(市長部局)が共通理解のもと、総合的な放課後児童対策事業に取り組みます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室において、特別な配慮を必要とする児童が安全・安心に利用できるよう、市において職員加配に対する加算補助や施設整備を実施し、受け入れ体制の充実に努めます。



⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開所時間については、利用者ニーズの把握に努めるとともに、各児童クラブ運営委員会と協議を進めていきます。

⑨各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブ職員が各種職員研修会や放課後子供教室職員との合同研修会へ参加できるよう、市として積極的な情報提供に取り組み、児童が遊びや学習活動を通して、自主性、社会性、創造性を習得できるよう放課後児童支援員等の資質向上に努めていきます。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市公式ウェブサイト等による事業周知を推進するとともに、各児童クラブ運営委員会を通じて、学校や地域との連携を深めていきます。

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の整備に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

本市においても、平成31年4月現在、3か所の私立認定こども園が設置されており、現在公立幼稚園では対応していない3歳児への教育ニーズや、在宅で子育てをする家庭への支援事業など、多様化する保護者のニーズに総合的に対応する役割を担っています。

今後も、設置を検討する事業者に対し、地域の実情や保護者のニーズを把握したうえで、情報提供や相談・助言等、必要な支援を行っていきます。

(2) 就学前教育・保育の質の向上及び小学校との連携の推進

本市では、施設の形態によらず、すべての就学前教育・保育施設から小学校へのより円滑な接続や、就学前教育・保育環境のさらなる充実を図ることを目的に、「鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、就学前教育・保育施設と小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期における教育・保育が、家庭や地域社会と関わりをもちながら、小学校教育に生かされるよう、相互の連携強化に努めます。

また、乳幼児期から小学校接続期までの発達や学びの連続性を確保した「鳴門市版就学前教育・保育モデルカリキュラム」(仮称)を作成し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。



6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が本格的に始まり、保育を必要とし保育所・認定こども園・認可外保育所を利用する年度当初に3歳以上の子どもまたは市町村民税非課税世帯の子どもと、保育を必要とせず認定こども園・幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの利用者負担額、いわゆる保育料が無償化されました。

新たに無償化の対象となる子どものうち、子育てのための施設等利用給付の対象となる子どもの給付に係る申請や請求については、保護者の利便性の確保や混乱防止等を考慮し、各利用施設に取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回程度となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、無償化の実施に伴い、国において、保育所や認定こども園等における食事の提供に要する取扱いが変更され、一部の児童を除き、これまで保育料に含まれていた副食（給食のおかずや牛乳等）費について、保護者が直接利用施設に支払うこととなり、本市がこれまで実施してきた保育料軽減施策により保育料が無料となっていた児童について負担が増える状態となりました。

こうしたことから、これまでの本市施策と幼児教育・保育の無償化事業との整合性を図り、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、国の副食費免除対象者の範囲を拡大した、市単独の副食費免除施策を実施することとし、子育てしやすい環境づくりを進めています。



第九バージョン



第 6 章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の充実

(1) 市民や関係団体との連携

子育てをまちぐるみで支援していくためには、市民、保育所や認定こども園、幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本市は平成 23 年に鳴門市自治基本条例を制定し、市民、事業者、コミュニティ、行政及び議会がそれぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持つ力を発揮して課題の解決に向けて取り組む協働のまちづくりを推進してきました。

本計画の推進にあたっては、こうした本市の取り組みを生かし、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進・調整していくとともに、家庭・地域・事業者・学校・行政それぞれが子育てや子どもの健やかな育ちに対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(2) 地域の人材確保と連携

市民の子育てに対する様々なニーズに対応していくため、幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる専門職員だけでなく、子育て世代の OB やボランティアなど、地域で子育てを支援する幅広い人材が参画しやすい環境を整えることで、子育てを支える人材の確保と連携を図ります。

(3) 国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営のために、国や県と連携を図り、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。



2. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

まちぐるみで子育てを進めていくために、次のような家庭や地域、事業者の方々の基本的な役割についても、本計画の周知にあわせて、一緒に呼びかけていきます。

(1) 家庭において

基本的な生活習慣を定着させましょう

- ◆早寝、早起き等、生活のリズムをつけましょう。
- ◆規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけましょう。
- ◆テレビやビデオを見るのを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせましょう。

子どもの自立心や探究心を育てましょう

- ◆子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きましょう。
- ◆子どもの興味や関心を大切に、意欲を育てていきましょう。
- ◆子どもの人権を尊重し、「自分自身が大切にされている」と実感できるようにしましょう。

子どもに社会のルールを身につけさせましょう

- ◆間違ったことをした場合には、何が間違っていたのか、しっかりと伝えましょう。
- ◆家庭や社会のルールについて、子どもと話し合しましょう。
- ◆自分の行動に責任があることに気づかせましょう。

家庭を大切に、協力して子育てをしましょう

- ◆家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをしましょう。
- ◆家族があいさつを交わす習慣をつくりましょう。
- ◆父親は子育てを母親に任せきりにせず、積極的に子育てに参加しましょう。

子どもの成長に応じた接し方をしましょう

- ◆乳幼児期は、親子のふれあいを大切に、親子の絆を育むように努めましょう。
- ◆幼児期は、探究心や好奇心、意欲を向上させて自分の力で挑戦させましょう。



子育てを前向きにとらえましょう

- ◆地域の行事になるべく参加し、子育て仲間を作りましょう。
- ◆子育てに関する情報を、積極的に集め、仲間に広めましょう。
- ◆子育てに悩んだら、周りの人や専門機関などに相談しましょう。
- ◆ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをして、新たな気持ちで子育てに向き合いましょう。

(2) 地域において

子どもをあたたかく見守りましょう

- ◆他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意しましょう。
- ◆子どもの安全に注意し、事故の危険があるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡しましょう。
- ◆地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えましょう。

子どもの居場所をつくりましょう

- ◆乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにしましょう。
- ◆子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させましょう。

地域で人のつながりを深めましょう

- ◆地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにしましょう。
- ◆近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わしましょう。



(3) 事業者において

子育てしやすい職場環境をつくりましょう

- ◆事業主として次世代育成支援行動計画を策定しましょう。
- ◆子どもが病気の時や、参観日等に従業員が休暇をとりやすい職場環境をつくりましょう。
- ◆週1日、ノー残業デーを設け、定時帰宅できる雰囲気をつくりましょう。

地域とのかかわりを深めましょう

- ◆地域の子どもに関心を持ちましょう。
- ◆地域について理解し、地域の行事に積極的に協力しましょう。
- ◆安全パトロールへの参加等、地域の一員として活動に参加しましょう。

3. 計画の点検と評価

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を持ち、市民をはじめ地域や関係機関など、まちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイトをはじめ、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル(計画-実施-評価-改善検討)による効率的な行政運営をめざしていきます。



資料編

1. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
(平成30年度)	
平成30年12月13日	第1回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画策定に係るニーズ調査について
平成31年1月7日 ～1月21日	第2期計画策定に係るニーズ調査実施
平成31年3月28日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画策定に係るニーズ調査結果について ・第2期計画について
(令和元年度)	
令和元年8月1日	第1回鳴門市児童福祉審議会 鳴門市児童福祉審議会へ諮問 ・アンケート調査結果の概要について ・第1期計画の施策・事業等に係る実績等について ・第2期計画の構成について ・計画策定スケジュールについて
令和元年10月31日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画(素案)について
令和元年11月21日	第3回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画(素案)について ・パブリックコメント実施手続について
令和元年12月24日 ～令和2年1月28日	パブリックコメント実施
令和2年2月6日	第4回鳴門市児童福祉審議会 ・パブリックコメント実施結果について ・第2期計画(案)について
令和2年2月20日	鳴門市児童福祉審議会から答申



2. 鳴門市児童福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第6条 審議会の検討事項をより実務的に審議するため、審議会のもとに鳴門市児童福祉ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、座長と班員をもって組織する。

3 座長は、子どもいきいき課長をもって充てる。

4 班員は、庁内関係課の職員及び座長が指名するものとする。

5 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 審議会及びワーキンググループの庶務は、幼保連携推進室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



3. 鳴門市児童福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	鳴門教育大学大学院教授 (幼児心理学)	浜崎 隆司	会長
	鳴門教育大学大学院教授 (幼児教育学)	湯地 宏樹	
	鳴門市医師会 理事 (田口小児科クリニック理事長)	田口 義行	副会長
関係団体の 代表者	鳴門市民生委員児童委員協議会 代表	乾 肇 (小倉 眞穂)	
	鳴門市民生委員児童委員協議会 児童委員活動推進部会 代表	西川 寛	
	社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会長	多智花 亨	
	鳴門市自治振興連合会 福祉部会長	藤村 松男	
	特定非営利活動法人 子育て応援団レインボー理事長	前田 晴美 (山口 壽子)	
	鳴門市幼稚園長会長	樽 理恵	
	鳴門市児童クラブ連絡協議会長	小林 律子	
	鳴門市保育協議会 代表	葉田 貴明	
	鳴門市幼小中PTA連合会長	楠 秀之 (川上 貴也)	
	鳴門市幼小中PTA連合会 幼稚園部会長	板東 美佐子 (佐藤 誠二)	
鳴門市保育所保護者会連合会長	佐々木 宏樹		
関係行政 機関の職員	徳島県中央こども女性相談センター 副所長	三宅 旨抗	
市民公募		西上 知子	
		吉田 朝美	

() 内は所属団体の役員改選等により交代した前任者



4. 用語の説明

英数

1号認定の児童(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定によるもの)

満3歳以上の、就学前の子ども(下記の2号認定の児童を除く)。

〔主な利用先〕幼稚園、認定こども園(幼稚園機能部分)

2号認定の児童(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定によるもの)

満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕保育所、認定こども園(保育所機能部分)

3号認定の児童(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の規定によるもの)

満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕保育所、認定こども園(保育所機能部分)

あ行

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がいがある子ども、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいがある子どものこと。

か行

コーホート変化率法

同年または同期間(コーホート)の過去の実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

子どものまちづくり推進協議会(鳴門市子どものまちづくり推進協議会)

「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもが主役のまちづくりを推進する、子ども関係のグループ・団体や関係機関で構成されるネットワークグループのこと。「子どものまちフェスティバル」や指導者養成講座の開催などの活動を行っている。

さ行

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通じて健康の増進や情操を豊かにすることを目的としている施設のこと。本市では「市場・川崎児童館」が堀江南地区に設置されている。



小1の壁

主に保育所や認定こども園を利用していた家庭において、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が難しくなる社会的問題のこと。学童保育（放課後児童クラブ）の預かり時間が各保育施設よりも短いことや、職場の短時間勤務制度が適用されなくなる場合が多いこと、親の参加するべき学校行事が平日に増加することなどがある。

た行

地域型保育事業

市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけられた事業のことで、主に保育を必要とする満3歳未満の子どもを対象としたもの。次の4つの事業類型がある。

◆小規模保育事業

保育を行うための施設で、保育を行う事業（定員6～19人に限る）。

◆家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅や保育を必要とする子どもの居宅以外の場所で、保育を行う事業（定員5人以下に限る）。

◆居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、家庭的保育者によって保育を行う事業。

◆事業所内保育事業

事業主が雇用した者の子どものために設置または委託した施設で、子どもの保育を行う事業。

な行

ネウボラ(鳴門市版ネウボラ)

「ネウボラ」とは、フィンランドにおける母子支援施設及び支援制度のこと。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を目的に、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定を行う機関。本市ではこれに倣い、子育て世代包括支援センターを「鳴門市版ネウボラ」とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児などに関する総合的な支援を提供する「ワンストップ拠点」として、平成27年10月に開設した。

は行

パブリックコメント(パブリックコメント手続)

市が政策等を決定しようとする過程において、その政策の趣旨や内容を「素案」として広く公表し、市民等からいただいた意見や提案などを考慮した上で政策を決定するという一連の手続きのこと。「市民意見公募手続」「市民意見提出手続」などと訳される。

保育・幼児教育アドバイザー

徳島県から委嘱された、幼児教育や保育について専門的な知見や豊富な実践経験を有する者のこと。担当区域の就学前教育・保育施設を訪問し、教育・保育内容や指導方法、指導環境の改善について助言・指導を行う。



母子保健コーディネーター

鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）に配置されている、保健師や助産師などの専門職員のこと。妊娠期から個別のきめ細かな相談支援を実施しており、利用者の要望に応じて関係機関との連絡・調整等を行う。

ま行

民生委員児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者のこと。

「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者のこと。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

「民生委員」は「児童委員」を兼ねているため、まとめて「民生委員児童委員」という。

や行

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成 29 年改訂の、「幼稚園教育要領」（文部科学省）、「保育所保育指針」（厚生労働省）、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」（内閣府）に共通して示されている、育ってほしい子どもの姿のこと。幼児が幼児期の終わりまでに「実現していくことが望まれる」として、次のように 10 の項目に整理されている。

(1)健康な心と体 (2)自立心 (3)協同性 (4)道徳性・規範意識の芽生え (5)社会生活との関わり (6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生命尊重 (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (9)言葉による伝え合い (10)豊かな感性と表現

また、これら 10 の姿はあくまでも「方向性」であり、到達目標や育つべき能力ではない。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりが「仕事」と、結婚や育児等の家族形成のほか、趣味や休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



量の見込みと提供体制における表の単位表記について (第 5 章に記載)

◆ 人

実人数 (実際にそこにおいて、動いていた人の数) のこと。同一人物について、重複カウントをしない。

◆ 人日/年 (組回/月)

延べ人数 (ある 1 つの物事を成し遂げる際に動員した、人や組の数) のこと。「/年」では年間の、「/月」では月間における数を表す。同一人物について、重複カウントをする場合がある。

【例】ある事業に「Aさん、Bさん、Cさん」がそれぞれ 5 日ずつ参加した場合。

⇒参加人数は、「実人数では 3 人」「延べ人数では 15 人」となる。

⇒この場合、本計画へは「3 人」「15 人日」と表記される。



第2期
鳴門市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 発行

発行／鳴門市

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>

編集／鳴門市 健康福祉部 福祉事務所 幼保連携推進室

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL : 088-684-1563 FAX : 088-684-1337



子どもたちの未来のために



鳴門市